

---

令和4年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和4年6月22日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

令和4年6月22日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(12名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員(1名)

11番 久保 雅己君

---

欠 員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中元 辰也君

産業建設環境部長	……	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	重富 孝雄君
上下水道部長	……………	山本 正和君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

久保議員から欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。9番、新田健介議員。

○議員（9番 新田 健介君） 改めまして、皆様、おはようございます。トップバッターはやっぱり嫌ですね。この空気ができていない中で話すのは非常に緊張します。新田健介でございます。本日も発言の機会をいただきまして、まず感謝申し上げます。ありがとうございます。

4月になり、執行部のメンバーも替わり、星野新教育長が御就任されまして、初めての本定例会、一般質問でございます。私自身も、改めて気を引き締めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

本来であれば、教育長も替わられたということで、私の大事にしておる教育の問題、多数抱えております。これを出すべきだったんですが、これは次回に温めておきたいと思います。

本日は欲張らずに2つ項目を上げております。まず1つ目、高校生の医療費の無償化についてでございます。2つ目は火葬場のAED設置についてでございます。

では、通告に従いまして質問の詳細に移りたいと思います。

まず1つ目、高校生の医療費の無償化について。

現在、本町におきましては、乳幼児医療費助成制度、ちびっ子医療費助成制度、さらには中学生医療費助成制度、これらを実施し、ゼロ歳児から中学校3年生までの児童が医療保険各法に基づきまして、医療費の全額の助成をいただいております。

今回の私の要望は、この助成制度を拡充し、高校生までを対象として御検討いただきたいということでございます。

移住促進に関しましては、これまでも様々な方策や皆様の御尽力によりまして一定の成果が見られますが、一方で転出あるいは人口流出、こちらに関しては、これといった施策がないように感じております。毎年、一定数の家庭が中高生の進学のために家族そろって転出する、こういった現実もございます。高校生の医療費無償化が、本町に残ろうと思ってもらえる施策として、また、周防大島に暮らす子供たちが安心して医療を受けられる、さらには子育て世帯にとっても住みよいまちづくりの1つとなるのではないのでしょうか。

子育て支援を重点施策の1つと位置づけていらっしゃいます町長の御見解や、その実現、可能性についてお伺いしたいと思います。

2つ目の質問に参ります。2つ目は、火葬場でのAED設置についてでございます。

先般、令和4年3月定例会の同僚議員の質問にもありましたが、AEDの設置に関しましては公共施設などに設置しているとのことでありましたが、橘斎場、大島斎場と、現在、本町には2か所の火葬場がありますが、先般の一般質問の後、私自身も現地を確認したところ、いずれの斎場に関してもAEDが未設置ということで、早急に設置の御対応を要望いたします。

また、職員の方々を含め、火葬場の管理者あるいは葬儀に関わる業者の方々などに対して、使用方法の講習会などの実施もあわせて御検討いただきたいと思っております。

以上、御答弁のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員より、大きく分けて2点、御質問をいただいておりますので、はじめに高校生、これは16歳から18歳医療費無償化をについてお答えをしたいと思います。

本町では、医療費の一部を助成することにより、子育て費用の削減を図り、若者定住の促進に資するために、平成20年度に小学6年生までの医療費の無償化を行い、平成27年度に中学3年生までの医療費の所得制限なしの完全無償化を実施しております。

今回、新田議員より御提案をいただいた高校生の医療費無償化につきましては、今年度、山口県内では4市2町において医療費を公費負担で取り組むこととしておりますが、そのうち3市は保護者の所得制限を設けており、完全無償化には至っておらず、1市2町のみ、所得制限なしの完全無償化を行うこととしております。

現在、本町に住民登録がある16歳から18歳までの方、全てが高校生ということではなく、就職等により親の扶養を外れる子供もおり、事業実施の給付要件等につきましては不公平感のないよう慎重な検討が必要と考えております。

令和3年度からの第2次周防大島町総合計画で将来像に掲げた、人と自然が響きあう 笑顔あふれる安心のまち 周防大島の実現に向けて、長期的な視点に立った町政運営を進めており、～私たちの たのしい すみたい いきたい島～の実現を目指し、様々な取組を行っております。

高校生の医療費無償化は、子育て世帯の方々への大きな支援になるであろうと考えておりますけれども、医療費助成制度の拡充につきましては、本町の将来の財政見通しなどを十分に見極めた上で慎重に検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目の、火葬場（斎場）でのAEDの設置についてお答えをいたします。

斎場につきましては、日本救急医療財団のAEDの適正配置に関するガイドラインの中でも設置が推奨される施設とされておりますが、これまで未設置の状況でございました。斎場は不特定多数の参列者が訪れる多数集客施設ということで、橘斎場につきましては緊急に設置をしたところでございますが、大島斎場につきましては、現時点で設置ができておりません。今後は大島斎場へのAEDの設置を進めてまいります。

また今後、AEDが必要と思われる施設の洗い出し、設置の是非について調査を始めており、斎場以外の施設についても設置を進めてまいります。

なお、AEDを設置または検討している施設につきましては、AEDが適正に使用できるよう教育、訓練もあわせて行う必要があります。来る令和4年7月7日に消防署の指導のもと、施設関係者、所管課の職員等を対象に救急救命講習会を実施いたします。

さらに、施設の管理者のみならず、施設利用者にも幅広く使用ができるよう、今後は講習会対象者の拡充を予定しております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。

まず、斎場のほうです。また後で戻るんですけども、前向きな御答弁ありがとうございます。

順を追って再質問させていただきたいんですけども、財源の問題もあって慎重にならざるを得ないというのは非常に分かります。ちょっと質問がずれるかもしれないんですけども、福祉課のほうで転出者、本町の人数の把握や、どの世代が島外に出て行っているのか、その辺りの人口動態の部分、把握されていらっしゃるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の質問にお答えいたします。

人口動態のほうでございますが、福祉課のほうで人口の推移について、把握はしておるんですが、細かいところの把握というのはできておりません。今言われた世帯での転出等々については、特に把握しておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

これを聞いたのも、決して的外れだと私は思っていないで、制度設計、これは医療費の無償

化をしていくことにおいて、今までのちびっ子医療費助成制度だったり、中学生医療費助成制度だったりというのは、福祉課が所管となりつくっていくわけだと思うんですが、ここに関して、ただ制度としてやるだけではなくて、施策として打っていただきたい。それには、福祉課も、やはり人口の動態とかを知っておくべきだと思っておりますし、これを福祉課に全部任せてやるとかということではなくて、総務課だったり、あるいは政策企画課だったり、さらには教育委員会だったり、そこらが話し合いをしながら調整していくべきだと私は思っております。ここをまず理解した上で、意味があるから進めていく制度であってほしい、そこを思っております。ここでの質問は特にはないんですけども、そういう意味合いで私は質問をさせていただきました。

例えば、この転出者の推移を見てみますと、これは私の仮説も大いにあるんですけども、本町の転出者あるいは転入者、これらの5歳ごとの人口推移があるんですけども、これの転出のトップスリーが10代から20代、具体的に言うと15歳から29歳、5歳ごとで区切っているんですけども、ここが常に平成23年からずっとトップスリーで走っております。この10代から20代の仮説としては、恐らく就職あるいは学業の問題で転出していったのであろうと。

その次に、80代以上も転出者が割と多いんですね。ここは、恐らくですけども介護だったり病院にかかったりとかで、娘さん、あるいは息子さんのところに転出されていったのであろうと。

次が大事なところで、40代、50代、30代中盤ぐらいから50代ぐらいまでが非常によく転出されるんですね。これが先ほど申しました20代、30代のところの次のボリュームゾーンになってきます。ここが出ていくということは、恐らく子供たちが学業の問題などで島外に出たときに家族一緒に出ていくのであろうと、私は趣味のようにこの人口動態をずっと追って、いろいろと考えております。こういうことをすることが、私は大切なことだと思っております。

この転出を防ぐ、御家族で一緒に出るっていうことを防ぐために、それを抑制するために医療費、あるいは町長がいつもおっしゃる給食費などの無償化を考慮することも一案ではないかと考えております。実際にこういった転出者の推移とかというものを福祉課だけではなくて、これはまさかの総務課とか政策企画課とかいうところの課に関してはお考えなのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 今、新田議員から御指摘をいただきました。

当然のことながら定住対策、子供の子育て支援というのは、以前から町長が施政方針で掲げておりますように大変重要な施策の1つであらうと考えておりますので、町全体でやはりそういったことを考えていくというのは大変重要であらうかと思えます。やはり健康福祉部、総務部、教

育委員会、市内のそれぞれの部署と連携を取って、やはり強く進めていく必要があると思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 完璧な御答弁です。そうあっていただきたいです。制度をそこがつくる、それで終わりじゃないですから、やはりお互いが連携しながら、よりよいものをつくっていただきたいなと思います。

ちょっと質問を替えまして、医療費の無償化、今回、質問を出しておりますが、近隣では柳井市が、中学生はこれまで入院のみ、通院の助成はなかったものを、本年度の令和4年8月から通院も助成しまして、さらに令和4年10月、これも本年度から高校生に対しても拡充して無償化を進めております。これは脅威と言っては何なんですけれども、場合によっては転出の動機がさらに加速していくのではないかなという懸念をしております。

人口の差もあって、当然学生数も違う、住まれている人数も違う。単純に比較はできませんが、柳井市の、まず令和3年度、この当初予算の乳幼児・子ども医療費の助成事業5,216万2,000円、それが本年度、令和4年度、高校生までを含めた当初予算で組まれております。7,367万6,000円、2,151万4,000円の増額計上。ちなみに本町におきましては、本年は当初予算でちびっ子医療費助成事業、小学6年生まで1,252万7,000円、そして中学生医療費助成制度539万3,000円、総額で1,792万円となっております。

この金額の比較、人口の比較をしてもしようがないんですが、山口県内では、冒頭にも町長からもお答えがありましたが、高校生までの医療費の無償化となると、その他、阿武町だったり萩市だったりなど、実施している自治体のほうが少ないです。中学生までというところが多い中で、今すぐに実施することで、私はアドバンテージを取っていけないかと思っております。

また、町長の思いの1つにあります、先ほども言いました給食費の無償化、これを並行に進めていくことで子育ての負担が減って、移住と定住、この両面を前に進めるのではないかと思っております。

今、申し述べました柳井市の動向は御存じかと思いますが、その辺りを踏まえて、今後どのようにお考えなのか、いま一度お答えいただきたい。

また、これは通告はしておりませんが、町長がいつもおっしゃる給食費の無償化、これに関してのめどはある程度ついておるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員より御指摘をいただいたところであります。

やはり、私も子育て支援、これは町の施策の上で大変重要なものとして位置づけております。そして、私も子育ての世代でありますので、その人口動態、世代別に、この周防大島町から転出

される方の動向というのは私も常に見ております。新田議員御指摘のとおり、やはり30代、40代、子供さんが大きくなって、中学校、部活等々で学校を替わられるときに家族ごとという状況もあることも承知をしております。

私も、子育て支援、今、中学生までということで行っております。加えて保育園に関しては保育料の完全無償化ということで、前任椎木町長のと時から取り組んでいただいておりますので、今、この周防大島町の子育てに関する支援の状況というのは、他の市町と比べましてもよい状況にあると私は認識をしております。

さらに、この移住、そして定住を推し進めていくためには、議員御指摘の高校生の医療費の無償化というのはとても重要なものであると私も認識をしております。

そして、加えて先ほどお話いただいております給食費の無償化についてですけれども、こちらやはり財源が伴うわけでございますので、財源をしっかりと確保するように執行部一同、努力をしまいととも、あと課題といたしまして私が考えておりますのが、他の市町、確かに柳井市では、令和4年10月から無償化になるということでもあります。

周防大島町においても医療費、そして保育料無償化を行っております。恐らく子育ての皆さんにとっては、今ある支援というものが大事なんだろうなというふうに感じていますので、やはり高校生には高校生の支援というものが大事になるかと思っておりますけれども、それまでも、ずっと町としては支援をさせていただく形になりますので、支援をしていますよ、他の市町と比べて手厚いものがありますよということも、この周防大島町からの情報発信をもっとやっていくべきだと思っています。その恩恵を皆さんに感じていただくということが大事だと思っておりますし、そして周防大島町の取組はこのように立派にやっておりますよということを、もっともっと他の市町の皆さんにも知っていただくことが重要であり、それが課題であると思っております。

議員御指摘のとおり、高校生の医療費無償化ということについても、やはり財源をしっかりと検討した上で、そしてまた執行部でもしっかりと協議をして、メリット・デメリットをしっかりと見極めて前に進んでいきたい、対応していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

そうした財源というのは大前提だと思います。これが単年度の事業ではないですから、永続的とまでは言わないにしても継続的な事業になると思います。そこはしっかりと確保していただいて、ちなみにこの財源に関して、再編交付金に置き換わりまして、先般、米空母艦載機部隊配備特別交付金、これ交付額が1億5,687万円決定いたしました。先般の補正でも油田漁港の改修の測量設計2,000万円の投資が終わりました。残りがあるわけですが、恐らく各基金に積んでいかないといけない金額もあると思います。この辺りを柔軟に御対応いただけないものかど

うか、この辺お答えいただければお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 新田議員からの御質問で、今度新たに米空母艦載機部隊配備特別交付金という制度で、油田漁港の高潮対策の財源としております。その米空母艦載機部隊配備特別交付金の財源を医療費の無償化とか給食費の無償化というのに充てるのはどうかというような御意見でございました。

このことについては、町長はやはり子育て支援という強い思いがありますので、そういった分を踏まえて執行部としては、国に対していろいろ協議をしていかないといけないと思っております。やはりその財源の長期的な確保という観点から、そういった制度が利用可能なのか、一つの検討材料として、やはりしっかりとその辺りは国の制度の調整をしていくつもりではございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。引き続き、国に対してしっかりと御要望をいただきたいと思います。

ちなみに福祉課のほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、対象人数と予算、この医療費の無償化をしたときの予算が分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 新田議員の質問にお答えいたします。

16歳から18歳まで、令和4年5月31日現在でございますが、約300人でございます。

医療費につきましては、これも概算になるわけなんですけど、大体1,000万円から1,500万円程度かかるのではないかとこのように推測をいたしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

制度の問題とか、いろいろ難しいと思いますので、予算はあくまで概算になると思います。300人前後ということで、私はできないことはないなというふうな捉え方もしております。前向きに御検討いただきたいと思います。

先般の3月定例会でも一般質問で同僚議員から、町長が思われる子育て教育支援の対象年齢はという問いかけがあったと思います。町が施策を考える際にその対象は、児童の定義からいくと、児童福祉法では18歳に満たない者が児童となっておるとこのような町長の御答弁があったと思います。すなわち、中学校卒業後、既に職に就いている方もいらっしゃいますから、今回の16歳から18歳までという拡充をお願いしておるんですが、この制度設計は、冒頭にも町長からもありましたが、慎重に考えていくべきであると私も思っております。



ただ、先般の町長のお答えからしても、18歳までは子供と捉えたときに、義務教育期間が終わったから、そこですぐ終わりということではなくて、やはり18歳まで拡充していただきたいと私は強く思っております。

すごくタイムリーな話で言いますと、柳井市の話は先ほど出しましたが、東京23区でも来年度から決定だと、昨日のニュースでもやっております、今日どうしようかなと思ったぐらいタイムリー過ぎて、私が通告を出したのは令和4年6月上旬だったので、あれを見たから今日しゃべっているわけではないので、よろしく申し上げます。前町長のときから、この医療費の無償化というのは私はずっと温めていて、できるだけ早く、とにかく施策として打っていただきたい。

こちら、もう締めに入ります。まず、医療費無償化のほうですね。冒頭にも申しましたが、転出の抑制あるいは子育て世代のさらなる安心安全のため、その施策として、今回の医療費の無償化を私は御検討いただきたいと思っております。既に近隣市町、先ほど申しました柳井市なども実施しようとしております。どこがやっているから本町もやらないといけない、そういった考えでは決してないです。施策として、あるいは政策として、将来のために意味があると思っているからやっていただきたい。町長の施政方針などでよくおっしゃる、町長御自身が子育て世代の代表として、山口県一の子育てしやすい制度、そして環境をつくりたい。そういった思いに今回の医療費の無償化も含めて考えていただきたいと思っております。私自身も小学生の子供を持つ父親でございます。そこは、町長の思いと一緒にございます。いつかやるというのではなくて、やるのであれば——何度も出ております財源の問題は当然あります。早急に、可能であれば柳井市と同様に令和4年10月からと言いたいところですが、それはちょっと制度の問題もありますから難しいかもしれない。ただ、令和5年度から、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上で、高校生の医療費無償化のほうは終わります。

続きまして、AEDの関係に移りたいと思っております。

非常に前向きな御答弁をいただいたので、特に再質問というような大きなものはないのですが、現状、橘斎場にはあると、大島斎場に今後つけていくということで、これも補正対応になるのか分かりませんが、早急に御対応いただきたいと思っております。

町長の御答弁の中にもありました日本救急医療財団、こちらが出しておりますガイドライン、それを見ておきますと、おっしゃるとおりで、設置が推奨される施設としては多数集客施設、この中に葬儀場も含まれております。そのほかにも懸念するところ、例えばイベントごと、あるいは今から海のシーズンが始まります。海水浴場、そういった気になる施設は多々ございます。今回は葬儀場に絞って質問させていただいておりますが、他の施設などに関しては引き続き、先ほど町長からもありましたガイドラインを参考に設置をお願いしたいと思います。

私、これに関してはちょっと反省もありまして、このメンバーの中で誰よりも恐らく、斎場に

年間で3分の1から3分の2ぐらい通っております。その人間がAEDが設置していないということに気づかなかった。そこは私自身、非常に反省をしております。そうやって自分が携わる施設、それはもう皆さん一緒だと思います。ここには必要だなということがあれば、声を上げてしっかりと対応いただきたいなと思っております。

講習会に関しましても、令和4年7月7日実施予定ということで動きが早いなど、ありがたい思いでいっぱいでございます。ただ、1度やって終わりではなくて、これを継続して、先ほどもありましたが1人でも多くの方が携わることが大切だと思っております。

再質問はないので、最後もう締めに、終わります。斎場のAED、この設置に関しては非常にありがたいお言葉をいただきました。講習が非常に大切だと思っております。結局、ただ設置したのでは救命率の改善は決して望めません。これは当然のことでございます。これを、またいつでも使える状態にしておく、メンテナンスをしっかりと行う、さらに講習や訓練によって1人でも多くのAEDを使用できる人材、これを増やしていくこと、確保していくこと、ここが一番重要なことであると思っております。私自身も含めて講習会などがあれば積極的に参加し、万が一のときに備えたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。お時間、ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） おはようございます。星野教育長の就任をまずお祝いするとともに、就任後、早速の一般質問であります。ぜひよろしく願いいたします。

今回は、宮本常一関係資料の活用と、今期の柑橘の収量について、2点を質問いたします。

まず、宮本常一関係資料の活用についてであります。

去る令和4年3月4日、本町の宮本常一記念館が所蔵します宮本常一関係資料が山口県の有形文化財として指定されました。これは、平成11年の資料受入れ以来、整理を続けてこられた関係の皆様の方々の努力のたまものであり、お喜びを申し上げる次第でございます。今回の指定は、いまだ記念館の所蔵する資料のごく一部ということであり、残る資料分の追加指定、さらには国の重要文化財指定を目指して、ますますの活躍を期待するものであります。

私も先日、文化財指定を受けた資料の目録を拝見しまして、その範囲が全国にわたっていることを確認しました。周防大島のみならず、全国には宮本常一の没後40年を過ぎた今もなお、その業績に感謝し、関心を寄せる人々が多くいらっしゃいます。令和4年5月の連休に、私は3年ぶりに新潟県の佐渡島を訪れました。佐渡島南部の宿根木、羽茂といったところでは、宮本常一が民具収集や町並み保存、また、現在ではおけさ柿として名産になっている柿の栽培を奨励し、

今も宮本常一に感謝する人々が多くいらっしゃいます。

令和4年4月から令和4年6月まで、島の中央部にあります佐渡博物館で宮本常一の佐渡での功績を記念する企画展が開催され、私も拝見してまいりました。佐渡で新たに見つかった宮本常一からの民具収集を指導する手紙などが展示されておりまして、現地の佐渡の方々の宮本常一へ対する思いを非常に強く感じた次第でございます。このような企画展などが全国で計画されることも多いと思います。そういった際に、今回、文化財指定を受けたものをはじめとする宮本常一関係資料の貸出しを希望する博物館、資料館などもあると思います。そういった場合の貸出しなど、宮本常一関係資料の今後の活用方法について質問いたします。

また、宮本常一が撮影した写真について、現状では貸出しはデータの貸出しとなっておりますけれども、平成17年に毎日新聞社が宮本常一写真・日記集成という大きな出版をしました。その際に、当時の東和町からネガを借受け、東京竹橋の毎日新聞社の写真室で焼付けし、本町に寄贈した約3,000枚のプリントがあります。このプリントについては、私の知る限りでは、記念館が文化交流センターとしてオープンした際に展示されて以来、見たことがありません。宮本常一の撮影した写真をネガから焼付けた非常に貴重な文化財であります。このプリントについての貸出しを含めた活用方法についても質問いたします。

さて、今回の文化財指定を受けた資料の中には宮本常一の歌集や詩集もありまして、県からは、民俗学者でない別の側面を理解する上で極めて貴重な資料という評価を受けております。宮本常一は多くの短歌も残しております。穏やかな万葉ぶりが特徴であります。その中の1つを紹介いたします。「ふるさとの 海辺の村は かぐわしき みかん花咲き 春ゆかむとす」

ここからは、そのミカンの花の話であります。初夏に周防大島町を香りで包むミカンの花ですが、今年は大変な異変が起きております。花のついている量が明らかに少なくなっています。私自身もミカンを作っており、自分の家の畑だけかと思っておりましたら、ほかの多くのミカン農家の方からも同じ意見を聞きます。例年、表年と裏年はあるものですが、今年も極端に花のつきが少なく、このままでは出荷量が極端に少なくなるミカン農家も出てくるおそれがあります。町においては、この現状をどのように把握しているのか、また、ミカンの収量が激減した場合の対策についてどのようにお考えか質問いたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員の、今期の柑橘の収量への対策についての御質問にお答えをしたいと思います。

今期のかんきつの生産量については、裏年にあたるため、昨年より少ないことは想定されております。

御指摘のとおり、関係機関のJA山口県周防大島統括本部、山口県柳井農林水産事務所、柑きつ振興センター等の現地調査などにより着花量が少ないことが確認をされており、さらに生産量が少なく、JA山口県周防大島統括本部の見解によりますと、裏年の目標生産量約4,500トンを下回る3,500トンとなる見込みでございます。

この要因の1つは令和3年1月の寒波によるものと考えられ、JA山口県周防大島統括本部では、単県事業を活用しまして、令和3年4月から5月にかけて樹勢回復や緑化促進を目的とした液肥の助成を行い、複数回の葉面散布をするよう指導してきたとのことでございます。

その他の要因といたしましては、同年8月の長雨や、9月から10月にかけての少雨により、かんきつにとっては大きなダメージとなったと考えられ、この状況は本町だけではなく西日本全体に及んでいるようであります。

今期における対策としましては、貴重な花を守り、落花しないように技術指導していくことが必要と思われれます。

また、今後の気象状況などを見極めつつ、適期に適切な技術指導を行うことなどが生産量を確保する重要な施策の1つであると考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） おはようございます。山根議員の、宮本常一関係資料と写真プリントの取扱いについての御質問にお答えいたします。

はじめに、宮本常一関係資料の活用方法についてでございますが、令和4年3月4日、山口県の有形文化財（歴史資料）に指定された宮本常一関係資料は、直筆の調査ノートや著作原稿など、オリジナリティが高いものを中心に414点でございます。

この文化財指定を含む関係資料は宮本常一記念館で保管しております。館内においては、宮本常一先生の足跡をパネル紹介するとともに、関係資料についても、一部ではございますが展示による一般公開を行っております。

また、関係資料の館外での利用についてでございますが、周防大島町文化交流センター設置条例施行規則第5条により、公務のための利用や特別の研究のために利用するときなど、許可することができるよう規定していますが、第6条では、貴重な資料や破損しやすいもの、また、館内で利用度の高いものについては、館外利用を禁止するものと規定しています。

このたび指定を受けた関係資料は、いずれも筆記してから50年以上が経過し、紙も脆弱であることから破損のおそれがあり、外部への貸出しや閲覧に際しては、特に慎重に取り扱う必要があると捉えております。

しかしながら、宮本常一先生の業績をより広く周知するために、積極的に関係資料を公開する必要もあると考えておりますので、県の文書館や近隣の類似施設等から取り扱いについての意見

を聞き、今後の対応について研究していきたいと考えております。

次に、毎日新聞社から寄贈された宮本常一写真プリントの活用方法についての御質問でございますが、この写真プリントは、毎日新聞社が2005年3月に刊行した宮本常一写真・日記集成に掲載するために、当館所蔵の写真フィルムを現像したもので、2組作成したうちの1組を当館に寄贈いただいたものでございます。

寄贈の際、この写真プリントの取扱いについて、当館が主催する事業に自由に使える旨の覚書を交わしていますが、寄贈された写真プリントの元となったネガフィルムを含め、当館では約10万点について、既にデジタルデータ化しているところでございます。そのうち約1万4,000点については、当館のホームページで宮本常一データベースとして公開していますので、御利用いただければと思います。

今後も、本町出身の民俗学者、宮本常一先生の情報発信については、関係各位の御意見を拝聴し適切な対応をまいりますので、引き続き御支援くださいますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

それでは、まず宮本常一関係資料から再質問に入りたいと思います。

まず、資料の貸出しについて教育長からお話がありまして、私もこの設置条例施行規則のほうを拝読しまして、第4条、第5条、第6条で、その辺の貸出しについては語られているものと思います。

今、そのうちの第6条で、館外利用を禁止する資料は次のとおりとするというところで教育長のお答えがあったと思います。それで、私もやみくもに何でもかんでも貸し出せとか、そういうことを言っているわけではなくて、もちろん資料の保存の観点からして貸し出せないものはあるということは重々承知しております。ただ、そこが、この施行規則では貴重な資料及び破損しやすいものという言い方であって、じゃあ何が貴重な資料で破損しやすいものなのかという、そういうものが示されておりません。今までは、そういうところが担当者の感覚だったり意見だったり、そういうところで決められていたんだろうと思います。ただ、そこは文化財指定を受けたからには、きちんと指定して、これは貸し出せます、これは貸し出せませんというところを、その理由もつけて示していくことが必要だと思います。

その際に、教育長もおっしゃるとおり文書館であったり、ほかの資料館だったり、そういう詳しい方の意見を参考にするというのは、もちろん、やっていただくべきことだと思いますので、こちらのほうは引き続きお願いしたいと思います。

やっぱり、宮本常一の業績に関心のある方というのは全国でいらっしゃるしまして、そして宮本常一の足跡が全国にわたっているように、今でも宮本常一のそういった業績のことを調べたり、

地元で紹介したいと、そう思っている方はたくさんいらっしゃいまして、私の耳にもそういう希望は入ってきます。条件をクリアしたところには、積極的にそういったものを貸し出していくようにお願いしたいと思います。

宮本常一記念館ができるときに、宮本常一先生の御長男の宮本千晴さんが、この記念館が墓場にならないようにしてくれと、そうおっしゃいました。新聞のインタビューに対して、そう答えているのを私もその場で見ておりました。宮本常一記念館というものが、資料をただ囲っておくだけのそういう墓場のようなものではなくて、ここを活用して全国の宮本常一、ひいてはまちづくりに関心のある方がここに集い、そして、いろいろなものを学んで、また地元に戻っていく、そういう場になってほしいと私も思っております。

そのためには、その宮本常一の業績というものを知ってもらうために、ある程度、こちらから、出開帳ではありませんけれども、資料のほうを貸し出して現地で見てもらう、資料の里帰りというものも、これから積極的に行っていくべきと考えます。ぜひ、その辺のガイドラインづくりをお願いしたいと思っております。

それとまた、続きまして、毎日新聞社からの写真ですね、その件ですけれども。今、宮本常一記念館では、写真の使用許可というのに対してはデータで対応しております。希望があったものについてデータで貸し出すと、それを電子メールなり、なんなの形でハードの形で送って貸し出すと、そういう手続が取られていると承知しております。

それで、今まであまりそういうものがあるということを知る人も少なかった毎日新聞社のその写真でありますけれども、これが重要なのは、まず写真のプリントというのは、フィルムに写真を写すときというのは、宮本常一が見た景色と同じ光がフィルムに写っていると、それを現像機で現像して印画紙に焼き付けるときに、宮本常一が見た光と、ほぼ同じ光が印画紙にも焼き付けられる、ここがデジタルのプリントと違うところなのであります。

デジタルですと、途中でいろいろなものが間に入ってきます。パソコンだったり、そのプリンターだったり、いろいろなものが入ってくる。そうすると、そこの迫力といいますか、鮮度といいますか、そういうものがどんどん落ちてしまう。美術館などでは、基本的には写真はプリント以外は受け付けないというのは、そういった理由があるからです。

それでやっぱり、こういったものを——今までのものは、もちろん、今までのやり方で続けていっていただきたいんですけども、こういう鮮度が高いものをしっかりと全国の希望する方に見てもらう、お届けする。そういったこともやっぱり、これからは必要ではないかと思い、この質問をいたしました。

その辺についての今後の活用についての意気込みとといいますか、方向についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 毎日新聞社寄贈の写真プリントについて、外部への貸し出しということでございますが、この外部への貸し出しについては、当毎日新聞社の承諾が必要とされております。このため、寄贈いただいた写真プリント本体の貸し出しが求められた場合の取扱いについては、その都度、毎日新聞社と誓約等について確認をして対応してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 希望があった場合、その都度ということですが、それは毎日新聞社と包括協定を結び、一々確認がなくても、こちらの周防大島町の考えで貸し出せるようなそういう協定を結ぶ、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 今後ずっと、周防大島町で判断して、いろんな意味で使えるかどうかというようなことを含めて、毎日新聞社と話をしてみたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 分かりました。引き続き、毎日新聞社とも協議をしていただいて、周防大島町で使いやすい形、それから希望がある方にできるだけ多く使っていただけるような形で、毎日新聞社との協議を進めていただければと思います。

私が、なぜ写真のことをこれだけいふかと言いますと、宮本常一に対するいろんな受け止められ方というもの、ここ30年ぐらいで大きく変わってきたという、そういう経緯がございます。

今から30数年前に、私が20歳のときに、宮本常一の代表作である忘れられた日本人が岩波文庫から出版されまして、私も早速買い求めて読んだ口でございます。

その時の印象は、これは文学なのか報告書なのかよく分からないという印象でした。実は、それで私はしばらく宮本常一を読むのをやめてしまったんですけれども、それは、当時はそういった感覚が普通で、これは民俗学者の報告書として、皆さんは宮本常一の作品を読んでいる部分がたくさんありました。

そこが、現在では文学としての側面も持っているといえられております。その変遷というのが、まず、それから1993年（平成4年）にちくま日本文学全集という、その文学全集の全60冊の現代日本の作家の中の1人に宮本常一が数えられて入れられました。これがきっかけとなりまして、やはり民俗学者の文章というものを文学として読んでいく必要があるんじゃないかという、そういう流れになってきた。

そして、時代が流れまして、平成27年（2015年）に作家の池澤夏樹さんが個人編集の日本文学全集を出したときに、その中の1冊に民俗学者を入れ、南方熊楠、柳田國男、折口信夫、

宮本常一、それで1冊の本を編みました。ここで民俗学というものと文学の融合というものが、それはもう一般的になったものと私は考えます。その本の背に曰く、文学と民俗学の境を超えて日本像を再構築した巨人達と紹介されます。令和の御代である現代では、文学と民俗学のそういう文章の垣根というものが、もうほぼなくなったと考えていいと思います。

それで、写真についてであります。これから、私は宮本常一の写真に対する捉われ方というのが、随分変わってくるだろうと考えております。この池澤夏樹さんの日本文学全集の中で宮本常一が最後に収められますけれども、その最後に写真が紹介されている、文学全集なのに写真が紹介されている。池澤夏樹さんにお会いしたときに、私、まずそれを尋ねました。池澤さん、なぜ文学全集なのに写真が収められているのですか。それは一体どういうことですか、そうすると池澤さんがおっしゃったのは、写真がないと宮本の業績を全ては説明できないですよ。そういうことでした。宮本常一の業績というものに、写真が非常に重要な位置を占めている、それが今の一般的、これから一般的になってくる捉われ方だと思います。

それで、宮本常一は、もちろん芸術として写真を撮ったわけではなく、メモ代わりでずっと撮っておりました。ただこれが、今後はアートに昇華していくのではないかと思います。現に、現代写真の最も重要な写真家である森山大道などは、宮本常一のことを写真の母と呼んでおります。メモ代わりの記録として撮った写真ではあるんですけども、その構図ですとか被写体の捉え方に宮本常一独自の美意識が大いに反映していて、これは、今後アートとして、いろんな捉われ方をされていくものだと思います。

そういった中で毎日新聞社のプリントというものはとても重要なものになってくると予想されますし、また、あともう1つ先を言いますと、毎日新聞社のプリントというのは出版のためのプリントであって、資料としての焼き付けという、そういう側面が非常に高くあります。

ですから、写真の専門家に言わせると、ちょっとこのプリントはアートとは言い難いと。例えば、森山大道の写真があって、そこに森山大道に影響を与えた人物ということで、参考資料として付け足しのような形で宮本常一を置くことはあるだろうけれども、それがアートとしては、この焼き付けではちょっと難しいんじゃないかと、そういう意見をいただきました。

とはいうものの、宮本常一ももう亡くなっておりますし、その写真の弟子という人も、実のところ、いらっしゃらないような状態ですから、今後は写真史家だったり写真家だったり、そういう方と連携を取って、宮本常一の写真の芸術的な側面からの再評価というものを行い、そして、その評価に基づいた新たな焼き付けというものが、プリントというものが、これからは必要になってくると思います。ただ、これは、今すぐという話ではなくて、今後の方向性ということで意見としてお聞きいただければと思います。

宮本常一の関係資料については、以上でございます。ありがとうございました。



では、引き続きましてミカンの収量ですね、そちらについて移っていきたいと思います。

今、町長から御答弁がありまして、確かに、確実にミカンの花のつき方が少なくなっているということ、これ分かりました。その原因については、いろいろ言われるところがありまして、おっしゃるとおり令和3年1月の寒波というもの、これ非常に大きかったと私も思いますし、いろんな方と話しておりますと、そここのところを指摘する方、大変多うございます。

あと、気候全体の変化としまして、やっぱり夏の猛暑が何年も続く、そして寒波が毎年のようにやってくる、そういうことに対して、もうミカンの木がついていけないんじゃないかと、そういう意見も聞きます。ただ、多分これは複合的な要因が重なって、こういう状況になっていて、それを説明していくというのはなかなか難しいことだと思います。

こここのところは試験場であつたり、関係各位、関係センターであつたりで、考えて今後の対策にいてほしいのですけれども、ただ、こういうことが続くのであれば、じゃあ来年表年だからミカンの収量が十分にあるということも、それもそのときになってみないと分からないというような、そういう事態になり得る。そういった中で、多分いろんなものをこれから対策を打って考えていかなければならないんだろうと思います。

その中で、町長から技術指導ということでありました。ただ、技術指導というだけでは、私は弱いんじゃないかと思っております。とにかくミカンに限らず果樹というものは、数年単位で物を考えていかないとはいけません。例えば、令和3年1月の寒波でたくさんの木が枯れました。じゃあ、枯れたから苗木を植えたとしても、その苗木からちゃんとミカンが出荷できるようになるのは7、8年後です。ミカンそのものは2、3年でなり始めますけれども、出荷できるようなミカンができるのはやっぱり7、8年はかかってしまう、最低でも5年はかかってしまう。じゃあ、その5年なり、7、8年の間、農家の生活はどうしていくのかと。

今回のミカンの花のつき方についてもそうです。約4,000トンから3,500トン、約3分の1ぐらいですかね、収量が減ってくるのが見込まれると。そうなったときに、今まででしたら表年、裏年とあって、少なかったときはミカンの値段も上がるから、その分で何とかとんとんになるというのも、そういうんで皆さんやってこられたと。ただ、それが極端に少なくなったときに、それ持ちこたえられるのかですね。そここのところの経済的、財政的な支援、その辺についてはどのようにお考えか、御意見をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 山根議員のおっしゃるとおり、収穫量の減が一番問題なのは、農業者さんの収入減になってしまうということであろうと思います。

これから先の予測を基にというのはなかなか難しいところではあるんですが、今回の着果量が少ないという、収穫量が減じるであろうと言われているのは、先ほど町長の答弁の中にもありま

したが、西日本全体に影響が及んでいるという見解が出ておりますので、これは本町に限らず、山口県や、それからJ A山口県周防大島統括本部と対策、協議はしていきたいというふうには思っております。町単独での、そういった収入減に対する施策というのは、現在のところはまだ考えていないところであります。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 今、町長からも、それから部長からも、この事態は西日本全体にわたっていると。私もちょっとそういう視点がなかったので、今、ああ、なるほどと思ったところであります。

そうなると、西日本全体にわたっているのであれば、もう県だけではなくて国全体の話になってくると思います。ぜひ、ここで国に対して——どういった形になるのか分かりませんが——現状をお伝えいただいて、それに何らかの手だてを打っていただくように、何かそういう動きをぜひお願いしたいと思います。もちろん町だけでこの問題、何とかなるものではないと私も思っております。

特に周防大島町の農業は、新型コロナウイルス感染症のその前に大島大橋の事故があって大変疲弊しております。もちろん農業だけが疲弊しているのではなくて、あらゆる産業が疲弊していると。しかしながら、やっぱり周防大島町の産業構造を考えたときに、農業、それから漁業という1次産業は本当に基本になる、基礎になるものだと思っております。

そのほかの観光業にしても、例えばミカンがなくなって海と山と島だけで、じゃあ観光に皆さん来てくれるのかと、いや、そういうものではないと思います。やっぱり、ここに農業があったり、漁業の魚があったりミカンがあったり、かんきつがある、そういうことでいらっしゃる方というのはたくさんおられます。

ほかの産業、小売業であったり飲食業であったり、そういう2次産業、3次産業についても、やっぱり農業が基本になっているもの、漁業が基本になっているもの、そういうものはたくさんあると考えております。

私も、今回いろんな方の話を聞いておりますと、ここでもうやめてしまおうかという話も随分聞きます。もう限界だから、これで畳もうか、そういう方のお話も聞きます。ぜひ今回で、そういう気持ちが折れることがないように、しっかりと行政もそういったものを見て、そばに寄り添っているんだと、そういうところをしっかりと示していただきたいと思っております。

また、次の岡崎議員からもあると思いますけれども、農業については消毒だったり、肥料だったり、そういうもの、いろんな資材が、この物価高騰により非常に高騰しております。そういった痛みも今年は抱えております。ぜひ、そういったところにも支援も広げていただいて、何とか農業が続けていけるように、これをきっかけに農業をやめてしまう、そういう方がいないように、

今回、ぜひ対策を進めていっていただきたいと思います。

ぜひ、よろしく願いいたします。私のほうからは、以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、岡崎裕一議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 議席番号6番、岡崎裕一でございます。よろしく願いいたします。

最初に、事業承継支援についてですが、この制度は、これからの我が町を支える皆様にとって、非常に勇気となりました。皆さんからたくさんの喜びのお言葉をいただいております。今後もしっかりと周知してまいりましょう。よろしく願いいたします。それでは、始めさせていただきます。

食料品をはじめ、何もかも値上がりをし、生活を直撃しております。観光業、商工業、漁業、そして農業、おおよそ全ての業種がこれによって疲弊しております。

今回は農業に関して、2つの質問をさせていただきます。ニュースで御存じだとは思いますが、2021年からの世界的な値上げに始まり、輸入肥料もロシアの侵攻により110%以上の爆発的な高騰、それに引っ張られるように国産化成肥料も90%以上の高騰、また、農薬やビニールなど各種農業資材も例外ではなく、これまでに経験したことのないほど高騰しており、いまだに続いております。農作物を作るためには欠かせない肥料が2割や3割値上がりしたわけではなく、いきなり倍額以上になったのです。農産物への価格転嫁も難しく、このままでは農業自体が立ち行かなくなるおそれが出てまいりました。

さて、1つ目の質問といたしまして、この異常な高騰に対し、各生産者の皆様を保護するため、農業資材の購入に応じた支援などのお考えはございませんか。また、品不足により流通しにくくなっている資材に関して、何か対策は講じておられますでしょうか。栽培経費が上がっているものの、農産物は、それをそのまま簡単に価格転嫁できるものではありません。農産物に対する対策などあれば教えてください。よろしく願いいたします。

2つ目の質問をいたします。新規農業者、いわゆるIターンの場合、経営開始資金の名目で年150万円の最大3年間支給や、就農準備資金、年150万円の最大2年間の支給などがありま

すが、これと同様に、後継ぎとして周防大島町に戻ってこられた親元就農者、いわゆるUターンの方に対し、積極的に支援をしていくお考えはございませんか。また、これまで新規就農者の方と親元就農者の方に、それぞれの程度の支援実績がありますか。そして、何名ぐらい定着しておられるのでしょうか。

最後に、親元就農者の方が支援を受けられる条件の1つとして、小さい字なんですけれど、リスクのある取組とありますが、具体的にどのようなことを行えばよいのか、そしてどこに相談に行き、誰が認めるのかを教えてください。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員の農業資材の高騰に支援をとということについての御質問にお答えをいたします。

現在、日本国内は原油の高騰やウクライナ情勢、加えて円安などが重なり、農業資材のみならず、あらゆる資材、材料が高騰しております。政府は、この物価高騰による対策といたしまして、物価・賃金・生活総合対策本部を設置する考えを示しており、肥料の高騰が農産物価格に影響を与えないよう生産コストを最大1割程度引き下げることや、飼料の高騰に対して畜産物の生産コスト上昇を緩和するため、生産者に補てん金を交付して、肉やソーセージなどの加工品の価格上昇を抑制することなどを表明しており、町としてもこれを注視していかなければならないと考えております。

また、山口県では、本年6月1日に山口県柳井農林水産事務所などの関係機関において、農林水産関係の燃油価格や資材高騰等にかかる相談窓口が設置をされたところでございます。

町といたしましては、既に実施しております国そして県の対策事業の利用を推進しつつ、こうした国や県の動向も踏まえ、今後適切に対応していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 岡崎議員の親元就農者に継続的支援をとという御質問についてお答えいたします。

後継ぎとして本町へ戻られた親元就農者の方への支援については、昨年度まで農業次世代人材投資資金事業という名称がありましたが、今年度より新規就農者育成総合事業と事業名が変更となり、事業を継続、実施しております。

この事業の経営開始資金における親元就農者の要件は原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有していること、継承する農業経営に従事して5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画が認定され

ることなどがあります。

また、就農準備資金については、就農する前に、必ず山口県の認定を受けた研修機関、例えば山口県立農業大学などで研修を受けた後、就農することが要件となります。

また、支援実績についてですが、新規就農者育成総合事業は、平成24年度から青年就農給付金事業という事業名でスタートし、この事業を活用された方は全て新規就農者の方で、令和3年度末まで30人の方が定着をしております。

次に、後継ぎの方の採択要件として、リスクのある取組とは具体的にはどういうことなのかという御質問についてですが、親元の継承した作目と異なる新しい品種の作目の生産・販売をしていくことや、インターネット等を利用した新しい販路を構築することなどが考えられますが、詳細については特別に対応する必要もあると思いますので、町農林水産課へ御相談、お問合せをいただければと思っております。

また、単発的な支援ではありますが、国と市町村が支援する経営継承・発展等支援事業が、令和3年度から新たに創設されております。これは100万円を上限とした補助事業で、対象となる方や取り組む事業など要件がありますが、こういった事業も活用していきたいと思っております。

最後に、岡崎議員からありました農業承継者についてですが、本年4月1日より町が実施しております農業承継者への20万円の支援事業、周防大島町農業承継者支援事業について、現在まで問合せが6件ありまして、具体的な申請が3件提出されております。今後も、広く周知し、利用していただければと思っております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。

最初にちょっと再質問というか、資材の高騰の件なんですけれど、私も商工業者なんです。燃料に始まり仕入価格の高騰とか運賃の高騰、大変なのは農業だけでないことは、もう本当に重々承知しております。ただ、先ほど山根議員のほうからもありましたけれど、今年は非常に裏年で、もともと収入が低い上にこの高騰、このままでは本当に廃業の危機が見えてまいったのでございます、農業に関してです。本当に大変なのは農業だけではないんですけれど、一刻も早く対策をしないと、本当に農業経営というのが立ち行かなくなるのも事実なんです。だから、何とぞスピード感を持った対策をよろしくお願いいたします。

親元新規事業についてなんですけれど、島の外でお仕事をされている方が退職され、御実家の農業、漁業、家業を引き継ぐ、これは我が町にとっては非常にありがたいことで、周防大島町にとってもこれほど喜ばしいことはないんですね。これ、周知方法なんかも、恐らく知らない方がかなりいらっしゃると思います。細かい条件があり、なかなか難しいので、もしよろしければ、

そこに行けば全てが分かるような窓口というのを設けていただいて、そこでしっかりと周知するような対策を取っていただければと思っております。せっかく帰ってきて周防大島町の農業を支えてくださるのですから、できればもう少し支援を分かりやすく、そして受けやすくしていただけるようによろしくお願いいたします。

親元農業っていうのは、割と何もかもそろっているじゃないかという意見がよくあるんですけど、私、いろいろ聞いて回ると、例えば機械なんかももう古くて、すぐに買い換えないといけないんです。それと、作り方自体が変わってきています。だから、古い木なんかというのは全部新しい木に更新していかないといけないのです。あとは園内道を整備しないと、今は、いわゆるねこ車なんかで運ぶってことはなくて、軽トラックが入らないといけないとか、そういうふうに園内道の整備、あとは倉庫なんかも、もうぼろぼろで建て替えないといけないところもかなりあります。だから、新規農業者とほぼ変わらない経費がかかるということは知っておいていただければなと思います。

すいません、私からは以上です。もし何か対策など、今後引き継ぐことがありましたら、またおっしゃっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） ただいまの、例えば園内道であるとかいうのも別途補助事業はございますので、先ほど岡崎議員の言われた、そういういろいろな事業があるということの周知を努めて、農林水産課が窓口となりますので御相談いただけるよう、あるいは周知していきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回で3回目となりますが、コンプライアンスについてお尋ねをいたします。

コンプライアンスについて、法令遵守の認識というのは執行部のほうでも共通認識を持たれていると思いますけれど、なかなか目に見える取組というんですか、対応が出てきていないという印象を持っておりまして、そのために今回もまた質問ということになりました。

その一方で、今年度予算で有識者懇談会という、これはコンプライアンスの向上にも資するというお話でしたので非常に期待しておりまして、ほかにもあるとは思いますが、現状でコンプライアンスについての認識と取組を改めてお伺いをいたします。

個別事例の質問を3点ほど上げておりますが、これについては再質問でお尋ねをいたしますので、初回の答弁では結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員のコンプライアンスについての御質問にお答えをいたします。

コンプライアンス対策については、これまでの質問でもお答えをしておりましたが、まずは研修の実施、そしてコミュニケーションの活性化、そして業務の問題意識の共有などに取り組んでおるところでございます。

しかしながら、問題意識の共有という部分において、内部の人間だけでは気づけないことから、今年度から有識者懇談会を実施をする予定にしており、いただいた御意見等をしっかりと踏まえた上で、コンプライアンスにかかる職員行動指針を策定をするなど、徹底した教育と研修の充実につなげてまいりたいと考えております。

また、今年度の有識者懇談会につきましては年3回程度の開催を考えており、まず第1回目といたしましては、職員の能力開発を目的としまして5名程度の有識者と意見交換をさせていただき、仕事を行うために求められる能力や対応が適切か、また、現状で不足している能力のチェックなど、民間の有識者の御意見をお聞きして職員の能力開発につなげて、風通しのよい働きやすい職場を目指してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 有識者懇談会、大変期待しておりますので、早急に立ち上げていただいて諸課題について取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

じゃあ、具体的な事例について、いろいろお尋ねをしたいと思います。細かい点をお尋ねしたいと思いますが、一番時間のかかりそうな病院事業局の契約から、ちょっとお尋ねをいたします。

令和3年度で歯科金属回収及び分析・精錬業務というのを発注されておまして、これは治療で出た金属を売却する代金ということで、お金が収入として入ってくるという入札でありましたけれど、まず、この契約の内容についてお尋ねをいたしますが、これは事前にいただいた資料によりますと橘医院の歯科での治療で発生した金属の売却費、変更で約1,000万円となっておりますけれど、これまで私、ちょっとそういう認識がなかったんですけど、見たこともなかったんですけど、今回はじめて入札するという事になったのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

大島郡医師会より、歯科で患者さんから除去した金属の取扱いについて問合せがあつて、病院事業局でははじめて金属が換金できるということを認識いたしました。その数量については、橘医院の歯科が平成13年4月から開業されていますが、それ以降の保管されたものということで売却をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁で、平成13年4月からの開業以来の金属ということで、今回初めてということなのですが、資料によりますと発注段階で約2.595キログラムの金属ということなのですが、開業以来ということは、ではこの入札の対象になった金属以外は発生していない、これが平成13年の開業以来、いつまでというのが分かりませんが、御答弁いただければと思いますが、何年の何月までの治療で発生した金属の全てということですのでよろしいかどうか、もう1度御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 御質問にお答えいたします。

平成13年4月から歯科の診療によりまして生じたものでありますけれども、その中には患者さんにお返ししたものと医療廃棄物として処理したものとございますが、令和13年4月から令和3年の入札を行いました。令和3年3月ですんで、令和3年2月末までのものについて入札を行ったものでございます。（「令和3年って、令和4年じゃないの」と呼ぶ者あり）

すいません、答弁の中で修正がございました。平成13年4月から令和4年の2月まででございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁によりますと、今年の2月末までの分で、要するに21年間ということですね。21年間で、患者さんにお返ししたのものもあると、廃棄物として処理したのものもあると——大変もったいない話ですけど——患者さんに返すのは当然なのかもしれないかもしれませんが、じゃあその数量がどれくらい、幾らあって、それプラス残っているのが、精算でいえば約2.9キログラムと、2.974キログラムですから約3キログラムとしましょうか、約3キログラムあったと。その辺はそういう認識でよろしいんですかね。じゃあ21年間の治療で発生した金属は約3キログラムと、プラス患者さんにお返ししたものが何キログラムか何グラム分かりませんが、お返ししたものと、廃棄物として処理したものが何キログラム、何グラムあったのか、そこを御説明いただけませんか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいまの御質問でございますが、はっきり申し上げまして、歯科の診療の中でカルテがございますが、カルテの中に、その除去したものの数量等を記載する必要はないということから、患者さんにお返しした数量、もしくは処分した数量については把握できておりませんので、現状保管されたものが全てという認識でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 確認なんですけれども、要するに病院事業局としては、21年間で2.974キログラムであるということですのでよろしいんですね。それで、プラスアルファがある



けれど、それは分からない、不明だと。何キログラム、例えば処分したものが、どういう処分をされたのか分かりませんが、カルテにはなくても、私が言いたいのは要するに、結局資産になっているわけですよ。21年間、2.9キログラム売ったお金が1,000万円になっているわけです。1,000万円という資産を持っていて、捨てたものが幾らか分からないというんでは、例えばもっと、倍あったかもしれないということもあり得るわけで、そこはちょっと分からないじゃ済まないと思うんですけど、一応21年間で2.974キログラムということしか、今、病院事業局としては説明できないということなんだろうと思います。

今回の入札で、入札ですから3社に発注して札を入れてもらって、1番高いところで契約していると、それはいいんですけど、その入札の前に発注のための仕様書というのを出して、それが要するに2.5951キログラムで発注しているわけですよ。この発注について、この数量をどういうふうに計算されたのか、そこをちょっと簡単に結構ですので、御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいまの御質問でございますが、病院事業局では金属の量については判別が困難でありますことから、専門業者に現物を見ていただきまして、金属の種類別の量を試算していただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 専門業者に判別してもらったということなんです、その専門業者というのは、この入札に参加した業者でしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 指名業者でございます。（「何てとこ」と呼ぶ者あり）アサヒプリテックという会社でございます。（「1社ですか」と呼ぶ者あり）1社でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 入札参加者が3社いて、そのうちの1社に事前に現物を渡して計量してもらったということなんですけれども、入札に参加していない業者に数量を把握してもらおうというのは、病院事業局にそういう機能がないのであれば、それは致し方がないというか、当然のことだろうと思うんです。ただ、その業者が入札に入るということは、要するに公平性の面で非常に問題があると、当然その計量した業者は入札において有利になりますよね。

じゃあ、これは実積の数量も同じことなんです、実積で、発注のときに2.595キログラムだったものが、実際に発注して物を渡したら2.974キログラムになっとった。若干それは誤差はあるのかもしれませんが、その数量を、じゃあ病院事業局としては、どういう方法で、その数量が正しいことを検査されたんですか。いつ誰がどういう方法で、その数量が正しいことを検査されましたか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員がおっしゃいますように、指名業者に事前の入札のための仕様書に数量をお願いしたのは好ましくないことであったというふうに反省しております。

ただ、私ども、この歯科の売却がはじめてで、いろいろ調べたところではあるんですが、適切にやるように努めてまいりましたけれど、金属量を試算していただきました業者とは別の業者が落札しておりまして、仕様書における予定数量と精錬後の数量にそれほど大きな差がない状況でありましたので、それは正しいものと認識しているところでございます。（発言する者あり）その数量が正しかったかどうかということは、ちょっと病院事業局では調査できないことでありますのでしておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 病院でその量が量れるなら、もともと業者に見積りをさせることもないんですけど、それは分かっているんです。分かっているけれど、私が言っているのは、結局、入札の見積りの段階もそうですし、最後の精算の段階もそうなんですが、当然その数量が適正かどうかというのはいろんな方法で、実際に病院が数量を量れということを言っているんじゃないんです。ここへ精算書の欄がありますけれど、例えば金が388.83グラム、プラチナが1.43グラム、パラジウムが638.25グラムとかありますけれど、この数量の基に1,005万3,638円という金額が算出されているわけです。それで、この数量が非常に大きな問題というか、この金額を左右しているわけですから、病院事業局としては、発注者としては、その数量が正しいかどうかというのは、会社の検査方法や各種資料によって検査をすべきことですよね。じゃないと、結局、これだけありましたから1,000万円ですよと、本当はもっとあって2,000万円あったかもしれない。そこを1,000万円ですよという裏づけを得るためには、やっぱり病院事業局はその業者を検査しないと、今回は売却費ですけど、収入ですけど、支出の場合も同じことですよね。工事を発注して、幾ら幾らの工事代金を払うというときも、そのものが適正に求めたものと同様以上のものができるかどうかというのは、検査してはじめてお金を払うわけです。今回は、検査してはじめてお金をもらわないといけない。そこをどうやって検査をしたのかってお聞きしたんですけど、じゃあ具体的な検査はされていないということではよろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 検査するすがございませんでしたので、検査はしておりません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私、素人ですから分からないんですけど、物があって、数量があって、それをどういうふうに、幾ら素人でもそこはチェックできるはずなんです。それを検査するすべがないと言ったら、そもそも発注する資格がないんだらうと思うんですよね。要するに、そこのチェックができていない。

じゃあ、この2.974キログラムという数量が正しい数量なのかどうかということはもちろん、先ほどから答弁がありましたように、21年間でこの2.974キログラムにプラスアルファがあったということは、この2.974キログラムプラス幾らかの数量があったということが裏づけがないと。要するに数量がきちっと病院事業局として把握できていないまま発注をしてお金をもらった。1,000万円収入が入ったんだからいいじゃないかという問題じゃないんですよ。これは公共資産なんで、民間の病院だったらそれでもいいのかもしれませんが。でも、これは公共ですから。

本当は、その処分したというの、どういう処分をされたのかお聞きしたいところですけど、結局処分をして、本当はもっとあったものを捨てているわけですよ、損失しているわけです。だから、それは分かりませんっていう話じゃないと思うんですよ。検査をしていませんか、分かりませんという話で済む話ではない。

というの、私の親戚が、福岡のほうで歯科医をしているものがあるんです。この金属回収業者っていうのも——この業者じゃありませんけれど——入札業者じゃありませんけれど、存じ上げております。この開業以来21年間で2.974キログラムという数量がどうなのかということところは、ちょっと1桁違いと受け止めているわけです。標準的な民間の歯科医さんで大体年間800グラムから1キログラムぐらい。そりゃあ歯の治療ですからケース・バイ・ケースで、治療によって差はあるでしょうけれど、一般的に、標準的な数量として、大体のオーダーとして年間1キログラム弱ぐらいの金属は出る。

それで、この橘医院は年間5,000人ぐらいの患者、診察診療人数という実績があるわけですね。そういうことと照らし合わせてみると、10倍とは申しませんが、5、6倍のオーダーの差が出てきていると思います、素人の考えなんですけれど。そうなると、例えば今回の入札が5、6千万円の入札になっていてもおかしくないと思います。ということは、今回1,000万円ですから、5,000万円ぐらいの町の資産の損失を与えているわけです。それを、検査もしていません、数量の把握も……。

○議長（荒川 政義君） ちょっと、暫時休憩します。

午前11時27分休憩

.....

午前11時28分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議員（8番 田中 豊文君） この私の一般推定値であるということであれば、その推定値は置いといてもいいです。

じゃ、病院事業局として、今のような話を投げかけられたときに、いや、21年間で処分されたものがあるんだから、それは分からないのかもしれませんが、21年間で2.9キログラムの金属が発生して1,000万円の収入があったんですよということを、やっぱり裏づけの説明が必要だと。さっきも言いましたけれど、民間の病院じゃないんですから、公共機関なんで、そこはやっぱり町民に対して説明責任があると思うんです。ないものはないんですよと、検査してないものは検査してないということじゃ、やっぱり公共機関として責任を果たせない。

それというんが、要するに今日の話のコンプライアンスの問題になるんですが、要するにコンプライアンスがなぜ必要かというのは、町民に対する信頼、信用なんです。そこを確保しないと、まちづくりも何も進みませんよということで、私はこういう質問をさせていただいているんです。病院事業局で、これまで公金横領もありました。契約の問題もありました。賃金未払いの問題もありました。それは病院自らが発表したものもありますけれど、私のほうで質疑をして、はじめて明るみになったというものもたくさんあります。そこが、やっぱり私としては信用に関わる、私に対してじゃないですよ、町民に対して信用に関わるものであると。

だから、それをきちっと説明する責任が公共公立病院としてあるというふうに考えておりますが、それでも、やっぱりそれ以上の説明をするおつもりはありませんか。21年間で2.9キログラムということの裏づけを説明するおつもりはございませんか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員の言われる内容も分かるんですが、もともとというのは患者さん自身のもので、患者さんが持って帰ってもいいし、大体、本来なら持って帰るのが1番いいんですが、あとは、感染性もあるんで医療廃棄物として処理することもある。しかし、それでは金属、ものすごくもったいない。田中議員が言われたように、どの時点でうちの現金として——人によっては、それは現金もらって現金捨てるんじゃないかというふうに言われる人もいますが、そういう感覚ではなしに、やはり医療廃棄物として捨てる。しかし、その21年間規程もなく、非常に病院事業局の中で——しかし歯科医の先生、その間ずっと保存してきてくれたという、逆にありがたいことでもあるんですよ。

それで、量が足らんじゃないかということは、極端に言えば、私が職員を疑って、それで処分する、調べるということになりますと、もう職員を信用していないことになったら、あしたから全くやっていけなくなる。今言われました量だって、業者が量ったものを一々チェックして、それを言うたら性善説と性悪説どっちを取るか分かりませんが、私は性善説として、しかも

職員のやっていることを疑わない。今までにも横領もあったし、時間外もあって、病院事業局はいろいろそごがあったじゃないかと、そういうことを言われればそうなのですが、私自身としては、特に今回に関してはその職員を調べるといえるか、職員を信用していますので、それをどうこう調べることに自身が疑っていることにもなるので、そこはあまりしたくないということで、現状ある量が全てということで判断しています。

そして、これ以上はもう調べようもありませんので、非常に難しいことではあります、ちょっと調べることは難しいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 性善説というのは、前の町長もよく言っていましたよね。いいんですよ、その職員を信頼することは大事なことですし、別にそれを疑ってかかれというわけじゃないんです。ただ、事実を明らかにすべきだというふうに申し上げているので、調べようがないと今、御答弁がありましたけれど、それは幾らでもあると思うんです。例えば、発生した量、カルテには記載がないんでしょうけれど、処分量、例えば、いつ、どこで、どういうふうな処分をしたのかとか、いつ換金したのか、だからこの今の金属が、どこで、どういうふうな管理をされていたのか、それは知らなかったから、やりませんでしたということでは済まないんです。

歯科医師の間では、この金属の売却というのは常識ということで、病院事業局総務部の方は御存じなかったのかもしれませんが、私も存じ上げませんでした、そういうことがあるのを。ただ、専門家の間ではもう常識だと。税務署調査が入っている歯科医師も多い。そこで、やっぱりその金属の売却というのが大きなポイントになっているということなんです。

1つ、その信頼は大事なんだけど、ただ、町民に対する責任を果たすことが、それよりもっと大事だと思うんです、私。だから、そのために、町として説明責任を果たす。

今、ちょっと話は変わりますが、情報公開なんかでも、自治体になんかもう出せませんよという時代じゃないんです。なかったら新たに作っても公開すると、それが主流になっている時代なんです。だから、やっぱりそこは——これは不可能なものもありますけれど、できるだけ証明をするというんですか、説明する努力のための取組はする必要があると思います。

実際に、例えば、大分県のほうで金属売却による裏金づくりとか、那覇では県職員による金属の着服、広島では金属の横領、宮城では金属の窃盗、こういった事件というんですか、ここに資料がありますけれど、いろいろ起きています。そういったことに、やっぱり神経質にならざるを得ないじゃないかと思うんですけれど、今までの経緯を見ても。実際に、金属じゃないですけど、横領事件がある。信頼した職員に横領事件があったのは、それは何でそういうことが起きたのかと十分検証されているはずなんです。

そこを私が言っているのは、コンプライアンスに対する認識が不足しているんじゃないのかと

ということで、それを指摘されても、いや21年間で2.9キログラムしかありませんと、もうないものはないんだから調べようがないというふうに、ある意味開き直りをされても、はい、そうですかと言うことはできないと。それは、病院事業局として、公共機関ですから、町民に対する説明責任を可能な限り果たすべきじゃないか、そういう努力をすべきじゃないんですかということをお願いしているんですけど、そういう町民に対する説明責任は果たさなくていいというお考えなんですか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

私どもは、平成13年の開業以来、歯科において保管されていたものが全てというふうに思っています。どうやったら調べられるかといろいろと努めてみましたが、やっぱりカルテにない、記録がないということで、なかなかどうやってこの数量が正しいのかどうなのかというのが分かりかねるところでした。また、他の診療所との比較等も考えましたが、患者数が異なることや金属を使用している箇所の治療件数、条件が異なることもあります。患者さんにお返ししたものと医療廃棄物として廃棄した数量も他院と異なります。私どもは保管されていたものが全てであると認識せざるを得ません。

そのほかの方法によって分かる方法があれば、そこは検討し、考えたいと思いますが、なかなか現状では難しいなというところがございます。

公表につきましては、そういった調査が可能なかどうか分かりませんが、もしできましたら、それに結びつけていきたいというふうには思いますけれど、現状ではどういった方法ですればいいのかというのが見えてきていません。

ただ、私どもが言えることは、その橋医院の歯科の規程とルールが明確にされていなかったということが1番の私たちの責務であったというふうに思いますので、そこは反省して、やっぱり今後につなげていきたいというふうには思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと今の御答弁だと、結局調査はできないというような答えに聞こえたんですが、やる方法は、例えば、まずやるべきことは、当事者、職員の方に聞き取りをすとか、実際に、じゃあ廃棄物として処理したんなら、そのときの処分のマニフェストとか、そういった資料があるはずですよ。だからそういった資料を調査すとか、いろいろ。

だから、私最初から言っているように、不可能なことまでやれと言っているのではないけれど、可能な範囲で調査する方法はあるでしょう。21年間で2.974キログラムであるというものと、例えば処分したものが幾らある。患者さんにお返ししたのは僅かかもしれませんが幾らあると、そこらを明確にする努力、それを先ほどの答弁では、ちょっと非常に後ろ向きというか、

できないというような御答弁に聞こえたんですが、私が言っているのは、そこをやって、町民に対する説明責任を果たさなきゃいけないんじゃないですかということをお願いしているんですが、もう1度そこを御答弁をいただきたいと思います。

さっきの御答弁で、もともと患者さんのものだからというような御答弁もあったんですが、いや、そこはやっぱりこれは病院事業局、公共機関の資産の話ですから、たとえ廃棄物であっても、そこは適正に管理されなければならない話だったのに、認識がなかったからできていなかった、ルールづくりもできていなかったということなんですけれど、それは、歯科医の一般常識から言えばあり得ない話で、石原先生も専門家ですから、その辺の知識があったんじゃないかと思うんですけれど。

そこをできてなかったから分かりませんじゃなくて、可能な範囲でこの2.9キログラムの裏づけができるような資料を集め、聞き取りをし、そして説明する責任がありますよねということをお願いしているんですが、それでもする必要はないと、公共機関として町民に対する責任はないということであれば、そういう御答弁になるかもしれませんが、私はそうじゃないと今申し上げているので、やっぱりそこはきちっと、こういった努力をして、それでも分からないものは、分からないかもしれないけれど、ただ説明責任を果たすための努力は必要なんじゃないんですかということ、御理解いただけたら御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

私どももでき得る限り調査しまして、その結果どういう形になるのか分かりませんが、とりあえず一生懸命努めて、町民の皆さんに御理解いただけるように努めていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 病院事業局の件でありますので、私からもお答えをさせていただきたいと思います。

田中議員からのコンプライアンスに関する質問であります。この橋医院の歯科の件、私も病院事業局より報告を受けております。そして、この該当する先生についても、個人の開業医の先生ではなく、あくまで勤務をされている先生でありますので、この橋医院の歯科の規程ということで、この医療廃棄物についての規程というものが今までなかったということで、私も報告を受けました。この規程がないということは、その先生もどうしていいかわからないでしょうということで、その規程を速やかにつくってくださいと、私からもお話をさせていただいたところであります。

このコンプライアンスという観点からいくと、田中議員、先ほどこういった事例がある、こう

いった事例があるということで、例えば窃盗としてこういう事例がありました、一般的にはこういう事例がありましたというお話でありましたけれども、同じ町営の病院で働く仲間として、やはりしっかりと調査をして守っていかないといけないという立場でもあるわけであります。

いわゆる適切に処理をされているということは私も確認をしています。何より規程がなかったので、この医療廃棄物をどのように処理をしなくてはならないという約束がなかったので、それは該当先生はずっとためておられて、そしてそれを返すべきものは返されてというようなことで、適切に処理をされていたということで、私も伺っておりますので、それを遡って、どのように処置をされていたのかということをする必要があるのかなというふうなことも思うところです。

それと、あくまで個人の裁量で、年間その来られる業者さんにどんどん出しておられたという状況もないようでありまして、その先生をやはりしっかりと規程どおりの勤務をされて、規程どおりの処置をされていたということで、私は認識をしておりますので、その職員を守るという意味でのコンプライアンスをしっかりと効かせるためには、しっかりした判断を病院事業局、そして町のほうで、コンプライアンスをしっかりと効かせていかないといけないということで私は認識をしておりますので、そのように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が申し上げているのは、今の御答弁で、要するに、その歯科金属の資産としての認識は当然あったはずなんです。処分をされたんかもしれませんが、過去は今ほど価値もなかったのかもしれませんが、ただ資産価値はあるという認識はされているはずなんです。だからこそ、どうしていいのか分からなかったと、規程がないからできなかったということなんでしょうけれど、そこはやっぱり資産価値を認めながら、これは個人がどうこうという問題じゃなくて、病院事業局として、そこの管理ができていなかったというのは大きな問題で、そこをできていなかったんだからしょうがありませんと言うんじゃ、非常に心もとないとか、納得できない答弁なんです。繰り返しになりますけれど、職員を信頼することは重要です。だけど、結局それで今まで数々の不祥事が起きてきているわけなんです。だから、そこは組織としてきちっとマネジメントをしないといけない、信用するとか、疑うとか、そういうことじゃなくて、組織としてそういう不祥事を起こさないようなマネジメントをする必要がありますと。

その調査する方法も、繰り返しになりますけれど、できる方法はあると。調査しないというわけじゃないということなんで、されるんですよ。されるのであれば、どういう方法であるのかも今から検討されるのかもしれませんが、それをじゃ、いつまでにどういう形で公表するのか、そこを御答弁いただきたいと思います。

もちろん、適切に処理されていたと、今、町長からも御答弁がありましたので、その言葉どおりなのかもしれませんが、ただ、2.9キログラムの一方で捨ててしまったものもあると、



要するに2.9キログラムだけじゃないわけです。じゃあ全体数量としてどれぐらいあったのか、その処分した数量というのは資料を見れば分かるはずなんです。そこらをどういうふうに、いつまでに調査をされるのか、その辺は答弁できるんじゃないんですか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 処分したというのは、ちょっと誤解されているんで、歯を抜いて、それでそのときに医療廃棄物として捨てたのが多い、抜歯したときに一緒にです。きれいにそれを取り分けて、これは何した後に処分したりしたんじゃないんで調べようがないんです。歯を抜いたときについているものの中で、あるものは捨てるし、価値のある金とかというものがぱっと分かれば残すこともあるし、本人にお返しすることもあるというので、分けとってある程度してのけるのは、この患者さんのはこうというふうな、だから調べようがないんです。この人のはそのまま、特に感染がひどい、炎症がひどくて感染しとったら、やはり残しておくよりも少々金属がついておっても処理しなくてはいけないこともあるし、患者さんによっては、そのものを残しておくわけにはいかなくて、感染性のものとして処理しなくてはいけないものもあるんで、それはもう調べようがないんです。

田中議員が言われるように、分けとって、ある日これを捨てますとかいうんだったら調べようもあるんですが、この患者には返しても——私も2度か何ぼかちゃんと返してもらっていますし、その辺が少し誤解されているかなと思います。すみません。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 調査につきましては、新たな事実等が出ましたら、それはもう調査する必要があると思いますので、行っていきたいというふうに思います。

時期的なことにつきましては、出来次第ということでありまして、令和4年9月までにはめどをつけたいというふうには思いますけれど、それを含めて検討していきたいと、令和4年9月を目標に考えていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっきの病院事業管理者が御答弁されたのは、要するに私が最初の答弁で聞いたのは、ためとって、それをある時点で廃棄物として処理したということではなくて、治療の都度、これは感染の危険性があるから捨てようということであっても、それはじゃあ、感染の危険性があるんですから、別のところに保管するはずですよ。ちょっと素人だから分かりませんが、ごみ箱に捨てるわけじゃないんでしょう。だから、その感染の危険性があるものがどれぐらいあったのかということは、それこそヒアリングすれば分かるはずですよ。（発言する者あり）ちょっと、そこで答弁しないで。それが、例えば何%ぐらいあるとか、そういったことはヒアリングで分かるはずなんで、調査できるんじゃないんですか。

要するに、2.9キログラムが21年間の数量であって、基本としてあって、そのプラスアルファの部分はそれの1%ぐらいですよとか、それは治療の過程で出てくるものですから、お客さんに返すのが頻繁にあるわけじゃないでしょうから、100人に1人ぐらいですよとか、そういったことの調査はできるはずじゃないんですかということ、私は最初から申し上げているんですけど、そういう調査を、今、令和4年9月までにされるということだったんで、一応可能な限り、21年間で2.9キログラムの裏づけになる調査はしていただけるということですよ。もし私の言うことが違ってらんなら、またあとで訂正の答弁をしてください。

ちょっと時間もないので、もう2点ほど通告しておりますんで、ちょっとこれについても、さわりだけ。本題は、また次のときにさせていただきますが。

農地転用とかをする際に農地法の適用がありますけれど、これが公共工事において、例えば、公共工事だから農地法の適用はありませんよというような除外規定があるのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいのと。

先般、固定資産税の誤徴収というのがありまして、これについては、あってはならないことだと思いますけれど。私は存じ上げてますが、町からの公式な事実、経緯の公表というものはされていませんので、この誤徴収についてどういう対応をされるのか、ちょっと今日はもう時間がありませんけれども、概要だけ御説明をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 農地法の公共工事にかかる適用について、簡潔にちょっと申し上げます。全ての公共工事が農地法の適用を受けるわけではありません。具体的に言いますと、災害復旧工事であるとか土地改良法に基づく土地改良工事等は、農地法の適用を受けず、農地転用の届けは要らないというふうになっております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から固定資産税の誤徴収についての御質問でございます。

この経緯については簡単に申し上げますと、本年の3月下旬に納税義務者の方から課税明細書の内容がおかしいんじゃないかというような問合せがございました。その後、税務課において詳細に調査をしたところ、合併以降の屋根の吹き替えについては、町長の裁量で、通常の修繕とみなして課税の評価の対象外としておったところ、今回その方の処理漏れが発覚したというような経緯でございます。

その後については、その納税義務者の方といろいろお話をして、ある程度、田中議員も御存じだと思いますけれど、中にいろいろこちらの誤りもあったんで深く反省して、今後の対応について、今、協議をしており、私からも直接電話をして今後のことについてお話をさせていただきました。

もう1点、公表については、このたびの誤徴収については、大変、納税義務者の方に御迷惑を

かけたのは当然のことでございますが、今回の処理ミスについては、システム設定やプログラムのミス、そもそも課税基準を間違った等、対象となる納税者全体に影響を与えるものではなかった。その影響っていうのは、ごく一部にとどまるような事案でございました。

また、これにつきましては、田中議員もその当事者の方と立会いの場所におられたので御存じとは思いますが、その方から話合いの中で、公表や処分等については一切望んでないというお言葉をいただいております。そういったことを鑑みまして、町から積極的に公表することはしておりません。

ですが、最後に、今後の再発防止については、やっぱりこういうことがあってはならないというのは当然でございますので、税務課として、このような相談があった場合は、迅速に詳細調査をして、担当者1人の判断ではなく、やはりその事案によっては、班内、課内、全員が共通のリスクの認識を持って、1人で判断をせずに結論を出すように徹底していきたいというふうに考えています。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 質問の許可をいただき、ありがとうございます。

質問の前に一言述べさせていただきます。

この5月15日で沖縄が日本国土に復帰してから50周年を迎え、東京と沖縄の2会場で50周年記念式典が開催されました。

50年前、私は中学生だったのですが、復帰前は沖縄に行くにもパスポートが必要であったり、自動車は右側通行で、佐藤栄作総理大臣がテレビで本日、沖縄は祖国本土に復帰した。今日以降、私たちは同朋合いによって喜びと悲しみを共に分かち合うことができると挨拶をされている姿を見て、はじめて政治に関心を持ったことを記憶し、鮮明に覚えています。

また、昨日、参議院議員選挙の公示前に、NHKで13時から15時までの2時間、党首討論会が放映され、2時間の予定のところ29分過ぎる大激論でございました。経済対策、外交・安全保障等、特に今回のロシアのウクライナ侵攻による物価高についてでした。

現在、ロシアのウクライナ侵攻により、何の罪もない人々が命を奪われ、住む場所も追われ、世界の平和が脅かされています。我が国にとっても対岸の火事ではありません。明るい未来のために全世界が争いのない、平和で豊かな世界になることを心から祈っています。

それでは、通告に従い質問に入ります。

全国の公立病院は、民間では採算が取りにくい過疎地の医療を担うため赤字体質が特徴であり、赤字は自治体が穴埋めをする場合が多く、経営を立て直さなければ地方財政が悪化するという危機感がありました。経営改善策として、統廃合を含む再編ネットワーク化で、2007年と2015年の2度にわたり自治体に検討を要請し、2003年に1,007の病院数が2021年には853に減少をし、病床数も15%減少しました。

2020年度決算では4割が赤字で、新型コロナウイルス感染症による財政支援がなければ6割が赤字だったと見られています。しかし、2022年3月から新型コロナウイルス感染症の患者の受入れで、公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されたことにより、不採算病院などの統廃合を必要とする従来の見解が撤回され、統廃合は求めないと、総務省の方針が7年ぶりに大きく転換をいたしました。

総務省は、新たな感染症がいつ流行するか分からず、統廃合を進めれば地元への影響が大きいことから方針を転換し、地域ぐるみで医療体制を維持する方法を考えてほしいと話しています。自治体の判断による統廃合は妨げないということですが、町長の見解を伺います。

また、過去の定例会において、病院再編計画について何度も何度も質問させていただいていますが、計画を成功させるためには、新たな考え方や技術を取り入れた革新・変革するイノベーションマネジメントの導入が急務と考えています。ついては、次の6点について伺います。

- 1 番目に、労働環境、職員の適正配置（柔軟な配置）に問題はないか。
- 2 番目に、労働組合とのコミュニケーションは図られているか。
- 3 番目に、橘医院でデジタルを活用した目薬受け取りの受付を可能にできないか。
- 4 番目に、橘医院の歯科金属回収及び分析・精錬業務の処理はどのような流れになるのか。
- 5 番目として、電子カルテの統合はいつ頃か。
- 6 番目に、町内の公立病院で手術をするために、民間の麻酔科の医師との連携はできないのかということで、6点ほどよろしく願いいたします。

先ほど、田中議員の、橘医院での歯科金属の質問がありました。重複する部分については、省略して結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の病院再編計画の進捗状況についての御質問にお答えをいたします。

総務省において、公立病院は地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしておりますが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が難しい状況になっていたことから、平成19年に公立病院改革ガイドライン、平成27年に新公立病院改革ガイドラインが策定をされました。

しかしながら、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、持続可能な経営を確保しきれない病院が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応における公立病院の役割の重要性が改めて認識をされたため、令和4年3月に新たに持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン、こちらが示され、公立病院の経営強化に取り組むことが求められております。

本町においては、令和元年12月に周防大島町病院事業局再編計画を策定し、第1期再編計画を実行しております。町立病院は、コロナ禍において医業収入は厳しい状況でありますけれども、我が町の町立病院が新型コロナウイルス感染症受入協力医療機関となるなど、感染症対応についての公立病院の果たす役割の重要性を改めて感じたところでございます。

現在、行政・病院事業改革特別委員会において、病院事業の今後の方向性について議論していただいておりますが、町民の安全・安心を守るためには病院事業局の経営基盤を強化し、持続可能な地域医療提供体制を確保していかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員の病院再編計画の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

はじめに、1点目の労働環境、職員の適正配置（柔軟な配置）に問題はないかとの御質問についてでございますが、医療機関につきましては、医療法、診療報酬を算定するための健康保険法等の基準、介護施設につきましては、介護保険法等により必要人員が決められており、その必要人員は確保できております。

現在、東和病院において、新型コロナウイルス感染症受入協力医療機関となっており、また、他の施設においても感染症への対応など、心的負担が大きくなっておりますので、働きやすい環境、施設間の協力体制づくりに取り組んでいきたいと思っております。

2点目の労働組合とのコミュニケーションは図られているかとの御質問についてでございますが、労働組合とのコミュニケーションが十分に取れていないこともありましたので、先月、話し合いの場を設けたところです。今後は、情報交換の場として定期的に行うこととしておりますので、改善されるものと思っております。

3点目の橘医院での目薬受け取りの受付を可能にできないかとの御質問でございますが、眼科につきましては、非常勤医師が退職したため、山口大学に眼科医師の派遣を要請しましたが、全

ての要望には対応できないとのことでしたので、3医療機関において眼科診療を継続することが困難な状況となり、橘医院において眼科診療ができなくなっております。

薬の処方につきましては、医師が行いますので、橘医院での受付は困難な状況です。現在、東和病院において毎週月曜日と第1・第3金曜日に外来診療。大島病院においては予約制ですが、毎週火曜日から木曜日及び第2・第4金曜日に外来診療を行っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

4点目の橘医院（歯科）の金属スクラップの処理はどのような流れになるかとの御質問でございますが、橘医院の歯科につきましては、平成13年の開業以来、年間約5,000人の患者の診療を行い、地域医療に大変貢献しているところです。

歯科金属につきましては、大島郡歯科医師会からの問い合わせにより認識し、金属につきましては、歯科職員に聞き取り調査も行い、全てを回収し売却いたしました。今後は、歯科金属につきましては、患者から不要と言われたものにつきましては、全てを歯科において保管し、1か月分貯まりましたら、橘医院の事務所にある金庫で保管することとしております。金属の売却につきましては、年1回実施する予定です。

5点目の電子カルテの統合はいつ頃かとの御質問についてでございますが、東和病院においては平成25年に富士通製の電子カルテを導入し、大島病院においては平成22年に日立メディコ製を導入しております。

令和6年には、電子カルテと連動しています医事会計システムの更新時期が来ることから、電子カルテの統合について検討してまいりたいと考えております。

最後に、6点目の町内の公立病院で手術するために、民間の麻酔科の医師との連携はできないのかとの御質問についてでございますが、麻酔科医につきましては、東和病院に常勤医がおりましたが、令和2年度末に退職されました。現在は、町立病院において手術が行えるよう、必要時には、光市立光総合病院から派遣していただいております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 町長、石原先生ありがとうございます。

ちょっと再質問に入りたいと思います。

今度、参議院議員選挙があります。それで、今回、国民の重視している政策課題は何ですかということの中で、医療・介護が52.9%、そして、次が年金の51.3%という、この2つの項目がすごく大きく占めております。

そして、前回の一般質問で人件費の90%の話をしたと思いますけれど、それ以後、そのときの話の中で、職員の募集、採用などの実態とか、病院ごとの令和2年度の科別医師数・看護師数、

1人1日あたりの患者数を見ると、どうも私は勤務の実態が不透明ではないかと感じております。

それと、いろいろ費用を使う中で、予算というのは国民の税金であるという認識について、やはりちょっと少し問題はあるのかなと感じております。

そういったときに、ちょうど1か月か2か月ぐらい前ですかね、岩国市のBPOの話が出ておりました。効率化の関係でございますが、病院事業にも、私はBPOが必要ではないかと考えております。

先ほどの答弁で言われていることは、私も何回も聞いておりますからよく分かっておるんですが、その中でちょっとお聞きするのは、例えば、効率化に向けてもですけど、やはり財政をしっかりと見えてくるようにする必要があるんじゃないかと思うんですが、橘医院が休床化をするときに、消耗品とか機器類を東和病院にかわしておるんだらうというようなことをちょっとお聞きしました。そこら辺りの処理も含めて、私はそういうことはいいと思うんですけど、1つの周防大島町内の病院ということですからいいと思うんですが、やはりそこら辺りのその処理も含めて、しっかりその経営の透明性といいますか、しっかりガラス張りにしていくべきではないかと思えます。

そして、特に私が議員になった頃聞いたことがあるんですが、その当時、3病院を競争させる考えからそうなっているんだというようなことも言われたと思うんですが、私は3病院を競争させる考えから、1つの集合体として考えるべきではないでしょうかということも質問しました。そういったことについて、今でもそうなのかということをお聞きしたいと思えます。やはり時代は変わっております。今までは今まででいいんですけど、やはり効率化を求めてやっていくべきことがたくさんあるんだと思えます。そこら辺りをどのようにお考えでしょうか。石原先生、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 竹田議員が言われるように、統合ということでまず最初にやったのが、東和病院の人工透析を、これを大島病院に統合しました。橘医院の眼科の場合ですが、常勤でずっと長い間眼科を持ってくれた先生がどうしても辞めたいということで辞められて、一時期非常勤でお願いしていたんですが、そして辞められたので眼科医を派遣することはできない。それで橘医院の機器を東和病院に移しまして、東和病院の透析室に眼科の検査室を移して、かなりあそこは今充実して検査ができるようになってきました。そのように統一してきました。

今回、今それぞれ3つの病院が競合してというか、競争してということでしたんですが、新型コロナウイルス感染症があつて逆に新型コロナウイルス感染症病院をどこにするかということで、3病院とも話し合つて、そうすると大島病院には透析がある、橘医院にはさざなみ苑と一緒にある。そうすると東和病院がやはり新型コロナウイルス感染症の受入病院にということで、みんな

で協力して、今新型コロナウイルス感染症病棟を東和に持っていつているんで、それでうまく町で回っていて、それで、東和病院で診れない救急患者を大島病院にというふうにして、竹田議員がおっしゃるように連携を取りながら、全体でということはやっていつております。しかし、それぞれ同じ疾患、循環器とか消化器であると、それぞれの病院が若干競争するという意味はあるかと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 石原先生、ありがとうございます。

じゃあ、まあ、ちょっとそれはそういうふうにしておきましよう。

2番目の再質問としまして、公立病院ということですから、当然、奉仕の精神、奉仕の心で仕事をしておるんだらうと思ひます。その中で、私がいろいろ町民と話をしたり、職員とも話をすることはありますけれど、職員が元気に仕事をする、充実した明るい職場であるというのが理想なんだらうと思ひますけれど、どうもそれもそのように感じることはできないうと、私は思っています。

そういった中で、組合のほうからも管理職員の教育体制とか、ハラスメントの相談体制、職員が相談しやすいシステムをつくってくださいと言われたというは聞いております。ぜひとも、そういったことは大事なんだと、特に私は大事なんだと思ひますけれど、その中で1つ質問させていただきます。

人材管理、特に大事なんです、しっかりこのコミュニケーションが取れているかという中で、先ほどちょっと最近はよく進めているということで、それは私も納得しました。そういったときに、コミュニケーションが一番大事なんだと思ひますけれど、明るい職場になるための工夫とかそういったことで、それがないうから今こういう状況にあるんだと思ひますが、何が不足しとるというのは、コミュニケーションが不足しとるということで解釈してよろしいんですかね。

先ほど言ひましたイノベーションマネジメントをしっかりとやっていくということが、私が今、議員になつていろいろ考えたときに、やはりここの部分が1番大事なのかなと思ひて、今回こういう質問をさせていただきます。

人件費の問題とか要員の問題、いっぱいいろいろありますけれど、そのコミュニケーションの部分のところをしっかりと、先生、先ほどしっかりとこれからやっていくということなんです、やっぱりそういった中で何が不足していると思ひれますか。ちょっと抽象的な言い方で分かりづらかつたかも分かりませんが、今のその職員また管理者含めて明るい職場になるのはどうしたらいいかということ、ちょっと一言お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えいたします。



職員が職場の中で明るい職場ということでございますけれども、やはり病院事業部分では職種がたくさんあります。医師、看護師、事務ということがあります。その中で各部門で仕事しております。そういうことを言っただけとはいかないかもしれませんが、昔は親睦会とかそういうものを、いろんな行事を行ったりして、職種間を隔てていろいろなコミュニケーションが行われていたんだろうというふうに思います。

それと、もう1点は、いろいろ再編計画等を進めている中で職員の不安等もあるのかなど。そこは、私ども一生懸命いい形で再編計画を進めるんだという、そういった形で明るい職場づくり、労働環境等、整備し、きちんとして働きやすい職場にしていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 病院事業局総務部長、ありがとうございます。

今、病院事業局総務部長から、昔は親睦会という話がありましたが、私は個人的にはそういったことは大事なことだろうと思います。時代が変わっておりますので、なかなか難しいかも分かりませんが、やはりそういったことが、コミュニケーションをスムーズにさせる1つのあれだと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。

そして、私も労働組合に20年ぐらい、そして、使用者、管理者として20年やってきました。どちらの立場もよく分かっております。ですから、私はいつも言います。私は再編計画に反対しとるわけでも何でもありませんが、やはり効率化も含めてそういったことをしっかりやっていくということが、町の財政全体にとってもいいわけですし、病院の財政にとってもいいわけなんだろうと思いますので、ぜひとも、そっちのほうをしっかりと労働組合との円滑な関係を進めていただく、そして、1つだけここはお願いしときたいんですが、やはり職員の声を聴く——聴くも耳への聴くですよ——というところをぜひひとつお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、3番目の質問で、目薬の関係です。

先ほど言いましたけれど、石原先生から説明がありました。それも重々、私、今の現状ではそうなんだろうと思うんですが、ちなみに、ちょっと例で広島県の宇品の沖に似島というところがござります。それと今頃、オンライン診療とかそういうデジタルを使った診療、何ていうんですかね、そういうのがありますよね。それで、これ広島の似島診療所の例をちょっと紹介させていただきます。

広島県の宇品から船が出て20分ぐらいで着く島で、私ちょっと今度行ってみようと思うんですが、人口が700人ぐらいだったですかね、そういった島があります。その先生は内科と整形外科なんですけれど、結局その島に医療はないですから、結局、整形外科と内科以外も診るといって、今、俗に言う総合診療に近い形なんかなと思うんです。その先生がこの前NHKテレビ

でやられて私も知ったんですけれど、例えば目の調子が悪いと、目が悪いんだというときに、やっぱりうちは眼科は診ませんと言うんじゃないかと、どうも診ておるみたいなんですよね。タブレットを見て、こう目に当てて、映して、それを県病院のほうへ情報を送って、転送して、それから指示を仰いでという、それが法律的にどうなのかちょっと私もよく分かりませんが、そして、できる限りのことをすると。

オンライン診療だろうと思うんですが、そういったことを考えて、病院を縮小していくというのは悪いことじゃないと私も思っていますけれど、やっぱりその中で病院のサービスを落とさない、そして今のDXをしっかり使ってやっていくということになれば、しっかりできることって考えたときに、私はちょっと今日の質問のようになったわけなんですけど、例えば、橘医院で今まで眼科に行っていた方が、今、東和病院に行ったり大島病院に行っています。私も大島病院で診てもらっていますし、診てもらったおかげで今は目も落ち着いていますけれど、やはり毎回言いますが、車で行くしかないんですよ、私らはね。それか病院のバス、どっちかなんですけれど、なるべくお年寄りの方にそうさせたくない。

それがなぜかというのが、先にちょっと話が長くなってはいけませんが、年齢が変わることによって、この距離感も当然変わってきます。私が今、自宅から橘郵便局に行くまでが1.5キロあるんですが、そこまで歩いて19分ぐらいかかりよったのが、今は歩くことすら嫌になってくるんですよ。若いときは全然そういったことは苦痛ではなかった。

そういったことも含めて、それとか、年金の額が0.4%減額されましたよね。この4月、5月と6月15日、この前、1週間前に年金を皆さんもらわれたわけなんですけれど、国民年金っていつも言っていますが、今回、満額78万9000円だったのが77万7,800円で3,100円下がっておるわけですよ。3,100円っていうのは、年金が例えば30万円近くもらう方とか、たくさんもらう方は何ともないかも分かりませんが、やはりこれは国民年金満額で月額6万4,000円しかないんですよ。

その方が、距離感も遠く感じる、そしてバス代が、例えば、私の家から大島病院でしたら往復2,480円、下田の東和病院だったら往復1,000円かかるわけなんですよね。それは、全くそういうことに気が行かない方もおるかも分かりませんが、やはり私は、そういう国民年金の満額ならまだそうなんですけど、満額でない方もいっぱいおられます。ですから、そういうことも考えると、安下庄の方がやっぱり近くで、歩いて病院へ行って橘医院で請求を受け付けて、橘医院がパソコンで大島病院か東和病院へデータを送信する、診察の請求をするということが、これはもう今のそういったデジタルを使えば、そんな難しいことではないと私は考えています。

そして実際、私もちょっと医療の関係は詳しくありませんが、一般的には薬だけの請求で、請求というのは薬事法の違反になるんだろうと思いますけれど、今、石原先生が言ったように、ど

うしても診察をしないと薬をもらうことができないというのを、それはそうだと思います。そのところをさっき言いました広島の大島の話も含めて、やはりできるんじゃないかと、私は、まあ、ごめんなさい、素人なんです、思います。それに近いことを実際やっている病院もあるんだろうと私は思っております。

そういうことを含めて、ぜひとも目薬の受け取りを、高齢者の立場に立ってぜひちょっと考えていただきたい。これ、私、今日一番にお話をしたかったことなんですよね。ぜひとも、その法律違反はやる必要はありませんけれど、これやっちゃいけませんけれど、何かその運用面でできるんじゃないかと思っています。そこら辺りはどうなんですかね。ぜひとも——それとか先ほど山口大学の先生、よそからの先生にというのがありましたけれど、今、週に2度ぐらい来るんですかね、山口大学の先生。平日だけでも週に1度来てもらうとか、そういったことをちょっとどうかなと思って、ちょっと質問したんですが、どんなでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の御質問にお答えします。

オンライン診療とか薬の受け取りについてですけれども、医師の診察を受けなくても複数回数受け取れる制度が、リフィル処方箋と言われますけれども、それを2022年の4月から導入されることになっておりますけれども、現在まだ町立病院では導入はしておりません。

また、国は、オンライン資格確認を利用した電子的に処方箋の運用を行う仕組みである、電子処方箋というものを令和5年1月から運用が開始される予定となっております。それらがいろいろと、当然マイナンバーカードとかの利用になるかと思うんですけれども、そういったことが普及していきますと、そういった薬の受け取りとかっていう、現状、町立病院は院内処方をしておりまして、大体このことについては院外処方が基本となっておりますので、そこらのことをいろいろと検討していきたいなというふうには考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 病院事業局総務部長、ありがとうございます。

いろいろ私の知らんところでそういった制度が変わってきておる部分もあるんだと思います。先ほども言いましたように、早急に考えていただきたいということで、さっき申し遅れたんですが、その画面でパソコンが1つ、橘医院にパソコンがあって本人だということが理解できて、先生のほうも、私が患者だとしたら、その画面におったらもう本人の確認も当然できますよね。その中で、例えば、大島病院から、分かりました、じゃあ薬がなくなったんですねと、そういうことで、じゃあ、また3か月分出しましょうというのを先生が操作をするということで、橘医院の院内薬局で出せばいいんだろうと私はちょっと素人ながら思いましたので、ぜひとも、今言われたリフィル処方箋って言われたんですか、そういうことも含めてぜひとも早急に検討してい

ただけたらと思います。

それで次、4番目、歯科金属の問題でございます。

先ほど、田中議員からもいろいろありました。私は、今回ちょうど言われた数字がちょっと大分、どうも違うのかなと思うんですが、町民から、3名の方から私にも問合せがありました。それで、私も全くそういうのを知らなかった関係で、病院のホームページを見たら実際これがありました。そういうのがあったんだなということで、私もはじめて見て金額も含めて、金額は予定価格823万6,443円が、間価格というところが900万4,528円ということで、私は、ここだけ見たらよかったなと思ったんですよ。ですから、これはこれでいいと思いますし、今ちょうど金の相場が上がっています。私は投資をやっていますけれど、金のやり取りはやっていませんが、私の記憶では1グラム4,000円ぐらいだった記憶が、今8,000円を超えていますよね。ですから、タイミング的にはよかったんだと思います。

しかし、町民からの問合せというのは、今回聞くと、それは今回はじめてだったんですかとか、何グラムなんですとか、何年分なんですとかということを聞かれました。それは私も分かりませんので、ちょっとお答えできなかったんですが、どちらにせよ、先ほどいろいろお話をさせていただいたことを聞いて、私も、やっぱり取扱いがしっかりしてなかったのかなということで、町長も言いましたルールづくりをとという話をされたと思うんですが、私もそれが必要だと思います。

これから先、やっぱり町民からの疑義が出ないように取扱いをしっかりと、どこに保管する、誰が処理をした、それを誰が確認した、その相場の関係もありますから、それは1年に1回と先ほど言われましたけれど、そういったその入札にかかるタイミングとか、同じお金が入ってくるのであれば、高いときがいいですよ。普通だったら、これは昔だったら実際のところ400万円か500万円だったのが900万円ですからね。500万円というお金が入るといのは大変悪いことじゃないんですけど、ただ、やはりそこの取扱いに町民からちょっと疑義が出るような形ではいけないと思いますので、やっぱり、しっかりそこのところを今回を契機にして、先程、町長も言われました、しっかりしたルールをつくるということが私は大事ではないかと思います。

実際、この書類を見ると、私も今回ドル建てでやるということで、本当は金のことは私も分からなかったけれど、円安だからたくさんになったっていうのは分かりましたけれど、どちらにせよ今のこのようなままではやっぱりいけませんし、町のお金というんですか、公金であるという認識をしっかりと、やっぱり取り扱う方にしっかり指導してもらって、誰が見てもおかしくないようなやり方に変えていただけたらと思います。

私は、もう先ほど聞きましたので、それ以上のことはもう言いませんけれど、やっぱり誰からも疑われることがないような取扱いを、ぜひこれも早急にやっていただきたいと思います。ガラス張りにしていただきたいと思います。

それで、そうですね、職員のほうの指導もしっかりやっていただきたいと思います。とにかく、この人しか知らんというような仕事じゃなくて、これは歯科に限らずどこの部署でも一緒です。1人がやって1人で終わるといような仕事って、私はこれからはちょっと許されることじゃないと思いますし、誰が見てもどこの部署でもしっかりそういうけん制がきくような仕事の仕組みにしていくべきじゃないかと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、次に、電子カルテのことをございます。

先ほど、電子カルテのことがちょっと出ましたけれど、新しい資本主義の主な重点投資分野で、デジタル化の中に電子カルテ情報の効率化を進めると、政府がするということで、政府に医療デジタル化を推進する本部というのを立ち上げる予定と聞いております。

そういったことで、私はあまり機械が得意じゃありませんけれど、やっぱりデジタルによる改革ってすごく大事なんだと思います。以前、ICT教育の中でもデジタルということで、メリット・デメリットたくさんありますけれど、私は基本的にはデジタルというのは、これから先大きな位置を占めてくるんだろうと思います。

そういった中で、電子カルテの問題が先ほど出ましたけれど、そういったのも進めていくということをございましたが、1つここでお聞きしたいのが、早急に電子カルテ、橘医院は電子カルテじゃありませんよね。先ほど言いました東和病院が富士通製、大島病院が日立メディコ製ですか、その連携もちょっと、私、素人ですから分かりませんが、そういったことも含めて費用はかかるんだと思いますけれど。

これはちょっと町長に聞きたいんですが、新型コロナウイルス感染症の交付金がありますよね、これ、今いろいろ私もネットで調べると、新型コロナウイルス感染症に関することにはどんなことにも使ってもいいと。ただ、全国的なことを考えると、何かまだ残っているというんか、使い切れてないと書いておりました。周防大島町ではどうなってるのか、ちょっと私も細かい部分は分かりませんが、ぜひとも電子カルテにかかる費用をそういった新型コロナウイルス感染症の臨時交付金でできるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員のおっしゃるのが地方創生の臨時交付金のことだと思います。

これは、いわゆる新型コロナウイルス感染防止対応ですとか、新型コロナウイルス感染症による、例えば燃料高騰とか、そういったことに加えて、あと各項目が割りあてられていますので、電子カルテがこの地方創生の臨時交付金にあたるかどうかということは、やはり検討させていただいてということになるかと思います。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。

ぜひとも検討してみてください。私も素人ですけど、ネットを見るといろんなものに使っておりますし、もしかしたら目的外ではないかというような——これは他の自治体ですよ——そういうような例も出てきていますし、ぜひとも使えるのであれば、ぜひちょっとそっちのほうも考えていただけたらと思います。

今日、いろいろ質問する中で、1番最初は目薬の話は私は一番強く言いたかったんですが、2番目として今の電子カルテの問題。いろんな面を見て、これからの要員不足とかいろんなもろもろを考えたときに、私はすごく大きな位置を占めるんだろうと思います。看護師を募集してもなかなか集まらん、先生も来ないという状況の中で、電子カルテの、ここにもメリット・デメリットを調べたんがあるんですが、確かにデメリットもありますけどメリットもたくさんあります。

そして、ここに書いてある中で、いろんな書いている中で、メーカーによって得手不得手はあります。しかし、地域医療連携も視野に入れるのであれば、これからの時代は電子カルテが必須アイテムになることは間違いないでしょうということが書かれています。これは、ネットの情報ですから、これがどうだこうだと言うんじゃないんですけど、私も電子カルテの役割といますか、効果というのは大きいものだと思いますので、ぜひとも町長、これは進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

次に、再質問の中で、麻酔科の医師との連携はできないかということで、以前ここが一次医療、二次医療、三次医療というのがあるということで、私も意味は分かったんですけど、実際いないというのも私知らなかったんですよ。麻酔科の先生がいないというのを知らなかったんですけど、麻酔ができないということは、例えば、先ほど先生から、光市立光総合病院から先生呼んでということでしたので、できるのであればいいんですけど。

私は盲腸の手術をしたことがあるんですが、盲腸の手術をするのに、今もするんかどうかわかりませんが、やっぱり腹を切るということになれば、当然麻酔が要りますよね。どんな手術でも麻酔が要るんだらうと思うんですが、そういったことで、やっぱり地域にそういう先生がおられるのであれば、よそに頼む、こっちにどうにもいないんらしようがありませんけれど、近くにおってんなら、それこそ地域の連携ということで考えれば、民間の先生に来てもらって手術をして、やっぱり収入も周防大島町に落とさせていただくということも大事じゃないかと思います。

それ以上に、例えば、小さな子供が手術をするというようなことになったときに、遠くに親子が離れるとか、親がついて行くとかという、いろんなことが想定されますけれど、やはり地元で手術ができれば、やはり親も安心、子も安心ということになるんだらうと思います。そういったことで、しっかりそういった医師の連携ができてほしいと思っております。

この回答はもうよろしいです。先ほど光市立光総合病院から来られているとのことですよ。ぜひともそういったことを考えていただきたいと思います。

そして、一応、最後のまとめとしまして、いろいろ病院の計画も再編計画を進めていく中で、何度も言いますが、縮小するのはしようがありません、反対もしているわけじゃありませんが、効率化をどんどんしていく中で、世代交代もあると思います。そういった中で、やはりいろいろ変化に対応していかなといけんわけですけど、今回、安下庄に、名前を言ってええんかな、小さな個人医院があります。それが、今回、24時間訪問診療しますよというような、今回、そういった資料の配達指定郵便がありました。それを私は見て、すごくいいなあと思いました。週に3日ですけど、24時間訪問診療するというのは、やっぱりこの高齢者の町ですごく安心できるんじゃないかと思います。

救急の問題も私、何度も言いましたけれど、そういった救急がなかなかうまくいかない状況の中で、そうした訪問診療をしてくれる、それも24時間オーケーですよというのは、私、すごくこれ勇気づけられたんですけど、そういったことで、町民の不安をなくすということも1つ、町民の不安をなくすことがやっぱり人口減少にもなるんだらうと思います。人口減少を止めようと、いろいろ町長もいろんなことを、子育ても含めてやっとするのも十分分かっていますけれど、その中に、やっぱり病院としての対策として、やっぱりそういったことが大事じゃないかと思っています。

今、橋医院の休床化で町民が困っているのは何度も言っていますが、今回、さざなみ苑の患者の体調が悪いときに、何か困っているという情報も聞いております。それとか、やはり病院というのは、高齢者にとって、思えば診察もですがサロンのようなところもあるんだらうと思います。やはり話す相手がないときに病院に行って話をするというのが、高齢者にとってもそれが1つの楽しみなんだと思います。そういったことで、しっかり、これでちょっと長くなりますからあれですが、そういったことを改革できるマネジメントが要るんだらうと思います。

そういったことで、ぜひとも人への投資、そういったことを指導する職員というのをつくってもいいんだと思います、特別にですね。そういう、先ほど言いましたイノベーションをする職員というのを、特別に石原先生と町長で特命か何かでつくられて、そういったものやっていくのが私は要るのかなと思っております。

いろいろとお話ししてちょっと長くなりましたけれど、私とはとにかく町民がここで安心して医療を受けられると、そういうことがやはり人口減少の歯止めにもなると思いますし、一番大事なことはないかと思っております。

そういうことで、ぜひとも、だらだらいろいろ質問しましたけれど、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

最後にちょっと追加という、おまけではいけません、今回、看護学校の調理員を募集されましたよね。カラー入りでサンデーやないに入っとったですね。ぜひとも私——それはそれでい

いんですけれどね——ああいうふうによく見えるように看護師の募集もしていただけたらと思います。

長々と質問しまして、ありがとうございました。そういうことで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時49分休憩

.....

午後 2 時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。1 番、山中正樹議員。

○議員（1 番 山中 正樹君） 公明党の山中正樹でございます。

本日は、一般質問の機会をいただき、本当にありがとうございます。

我が国はこの長期化する新型コロナウイルス感染、さらにはロシアのウクライナ侵略、そして急激な物価高騰等、大きな課題を乗り越えております。本日、公示になりました参議院議員選挙、日本、安定した政権基盤をしっかりと確保していくことが、これまで以上に重要だと思っております。

本日の質問の1点目は、本年第1回定例会において、周防大島町が設置しているAED屋外設置についての質問をさせていただきました。今回はそのAEDの附属品としまして、三角巾をボックスの中に配備するよう提案するものであります。

三角巾は、AEDを用いた救命活動の際に傷病者の胸部を覆うように使用するものであり、AEDは傷病者の肌に直接パッドを張り付けて電気ショックを与えますが、傷病者が女性の場合に、AEDの使用をためらう人が多いようです。

そこで、三角巾を使用することでプライバシーを守りつつ、素早い処置につながると思っております。この取組についてお伺いいたします。

2点目は、旅先納税でございます。

一般的なふるさと納税の場合、名産など返戻品の受け取りが主な目的になりがちですが、周防大島町へ実際の来訪につながるかどうかという効果は、ある程度は不透明でございます。

そこで、東京の会社が開発した旅先納税の仕組みを活用して、観光客の来訪促進や消費拡大を図ってみてはいかがでしょうか。

このような取組について、御意見をお伺いいたします。



以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員の2点目の質問であります旅先納税についての御質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税と旅先納税の違いについてでございますが、ふるさと納税制度につきましては、平成20年にふるさとや地方団体を応援する仕組みとして創設をされており、令和元年6月1日には、新たなふるさと納税指定制度が施行され、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定することになり、指定を受けない地方団体への寄附は、ふるさと納税の対象外となっております。

ふるさと納税制度は、ふるさとを大切にしたい、ふるさとのために貢献したいという気持ちを寄附金という形にするものですが、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、そして自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、自分の生まれ故郷に限らず、どこの自治体にでもふるさと納税を行うことができます。

本町における過去3年の寄附金の実績を申し上げますと、令和元年度が寄附件数1,208件、寄附額2,522万9,000円、令和2年度が寄附件数1,567件、寄附額が2,999万円、令和3年度が寄附件数1,959件、寄附額5,129万4,000円となっており、令和3年度におきましては、大口の寄附がございまして大幅に増額となっております。

御寄附をいただいた町外在住の方々へは、寄附額の3割を上限にお礼の品として町内の地場産品をお届けさせていただいており、現在、39事業者がふるさと納税タイアップ事業者として登録をいただき、返礼品につきましては、191種類を登録いただいているところでございます。寄附額のうち2,000円を超える金額につきましては、一定の上限はありますが、原則として住民税と所得税から全額が控除されます。

なお、募集の適正な実施にかかる基準の主なものといたしまして、経費率は、募集に要した費用の合計額が、受領した寄附金の合計額の5割以下であることとなっております。

旅先納税につきましては、ふるさと納税の新たな形として、地域を訪れ楽しみながら納税できるシステムとなっており、滞在時または訪問前に気軽にスマートフォンで旅先納税の専用サイトから納税が行えるもので、寄附金額の3割を上限にすぐに使える返礼品として電子ギフトが発行され、この電子ギフトを旅先納税の登録加盟店で提示し、買物などに使うことができるサービスとなっております。

返礼品となる電子ギフトが寄附した自治体へ行かないと使えないというところがポイントとなっております。

また、ふるさと納税と同様に、総務大臣による指定を受けることとなり、返礼品となる電子ギ

フトは寄附金額の3割以下、買物に使用の際は地場産品を購入することや、住民税や所得税の控除につきましても受けることができ、募集に要した費用の合計額が、受領した寄附金の合計額の5割以下とする基準もございます。

ふるさと納税との違いといたしましては、返礼品の送料や返礼品の管理といった費用がかからないことや、地域を訪れた際や旅行中などに納税をし、その場で即座に電子ギフトを受け取り、訪れた自治体内の加盟店で使用することができ、商品券を電子化し流通させることで、発行費用や印刷代、配送代等のコスト削減が可能となるといったメリットがございます。

次に、旅先納税で我が地域へ来訪促進をとということでございますが、旅先納税の仕組みを活用して観光客の来訪促進や消費拡大を図ろうとする自治体は、今後増えてくるのではないかと予想されます。

山中議員が申されましたように、これまでふるさと納税で返礼品の恩恵を受けづらかった宿泊施設、飲食店、観光施設などにおきましても、新しいふるさと納税のツールが1つ増え、さらなる消費喚起、交流人口の増加及び町内業者の新たな地域活性化につながっていくものと考えられます。

なお、旅先納税を導入するにあたっては、町内の事業者の皆様加盟店となっていただく必要がございますし、本町へ訪れた際や旅行中など、いかにして納税をしていただくか、PR方法等も考えていかななくてはなりません。

寄附金につきましても、ふるさと納税と比較してどれくらいの寄附が見込まれるのか見当がつかないところでありますし、経費につきましても、システム会社へお支払いする初期の導入費用や加盟店の電子スタンプやPR費用をはじめ、年間の契約費用、寄附額に応じた手数料の支払いなどの経費が必要となってまいります。

募集に要した費用の合計額が寄附金合計額の5割以下であることなど、総務省の示した基準を満たす必要もございます。

旅先納税は、システム会社による令和元年のサービス開始以降、全国で5つの団体が導入をしており、これから導入自治体が増えていくことも予想されますが、まずは先進自治体の導入状況等を参考にさせていただきながら、慎重に調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員のAEDの附属に三角巾を加えることについての御質問にお答えいたします。

AEDの使用により、救命率が向上することは広く知られているところでございますが、傷病者の性別によりAEDの使用が躊躇されることがないようにとの、御提言であると認識しております。

三角巾をAEDの附属品として備えることは、プライバシーの保護という観点だけでなく、けが等の応急処置——止血や固定などになります——にも利用できることから、町で管理するAEDについては、AEDの設置施設の所管部署において、予算の範囲内で順次対応してまいりたいと考えております。

なお、その際は、三角巾の利用方法などのリーフレット等も添えて、準備をしていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） まず、三角巾についての御返答、本当にありがとうございます。

再質問することがなくなりました。本当にありがとうございます。

そういう形で、要はそこに何があるかということを使用する方が分るかどうかということが一番大事なことで、そういうリーフレット等によつての周知をよろしくお願ひしたいと思います。

三角巾のほうは以上で終わります。

次に、町長から御返答いただきました旅先納税でございますけれども、私が調べたところ9自治体、ほんで今後増えるとして13自治体がその中に含まれております。

その中で、先ほども町長のほうがもう全部言って、私が質問しようと思ったことをお答えをいただいているので、こちらもそんなに質問することはないんですけれども、要は、来訪をいかにして増やしていくか、また、来た人がその場で、何も考えていなかったけれども、ふるさと納税、旅先納税をしようという、こういう気分であるかどうかということなんですね。

それも、今まで何も知らない人たちが来ました、それで物を買おうとする、また、宿泊施設もそうですけれども、そこに1つ、旅先納税のポスター1つあれば、そこで認識してもうそのまますぐそこでできるという、大きな大きなメリットがここにあるのではないかと思います。

これからも当然、私も、ほかにこの旅先納税をする地方自治体が増えてくるということは、そのとおりであると思います。その中で先んじて、ぜひこの周防大島町のほうでも見積りを取るなりして、こういう業者との提携を考えていただきながら、前向きな形をお願ひしたいと思います。

最後にその点について、町長のほうから御意見をお伺ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員からの御質問に対して、旅先納税のこと——三角巾のこと、これはいいですか。旅先納税、はい、分かりました——旅先納税、これは、まだまだこれからの制度というところであります。

ふるさと納税は、もう大分周知が進んでおりますし、周防大島町においてもふるさと納税をしていただく方の金額が増えてきております。こちらもさらに力を入れていかないといけないところではありますし、旅先納税についても、まだまだ、山中議員御指摘の13自治体これからとい

うようなことであろうかと思えます。

主に北海道のほうは大きな観光地が、今、先進となっておるところかと思えますけれども、周防大島町におきましても、ああ、これはなかなかハードルが高い、難しいだろうということは分かるんですが、それだけではなくて、やはり周防大島町でもやってみる、そしてそれを試してみようということを大切にしながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 大変前向きな御返答ありがとうございました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） よろしくお願いたします。

議席番号3番、白鳥法子です。

今回、私は、周防大島町の目指すべき観光の方向はというタイトルで、一般質問をさせていただこうと思っております。

私は、Uターンをしてもう7年になってしまうんですけども、周防大島を、高校卒業して離れてからというもの、毎年何回ともなく周防大島には帰ってきておりました。そのたびに、1人で帰ってくるだけではなく、その当時の大学のときの友達、職場の同僚、様々な人を連れて周防大島に帰ってきては、自分の慣れ親しんだ遊び場を連れまわして、夏には友達まで真っ黒に日焼けさせて帰っていたというのが、私が周防大島を離れていたときの友達を周防大島に迎えるときの過ごし方でした。

そんな周防大島に対して、私は、やはり観光というのはすごく特徴的な切り口に今後もなっていくのではないかと大変期待しておりますので、今回、温めていた一般質問をさせていただこうと思いついたところでございます。

2020年が明けてから、新型コロナウイルス感染症が始まりまして、人の移動であるとか集まりが自粛という形で止められてまいりました。観光のイベントどころか、集落の小さな集まりすらも自粛を求められて、行われてこなかったというのが今まででございます。

そういった2年半にわたるコロナ禍を経た今、徐々に日常生活を取り戻そうと、そういった動きが出てきていると実感しております。

中止が続いていた町の行事も、令和4年4月末のお大師堂めぐり歩け歩け大会から少しずつ動き出し、民間が主体となった交流イベントも新型コロナウイルス感染症対策を取りながら着実に

実施されていると感じます。

自転車で島をめぐるシマクル、マラソンをしながら島をめぐるマラニック、片添ヶ浜海浜公園の海や砂浜、施設を駆使したPLAY SETOUCHIなど、周防大島の自然環境を大いに生かして町内外の事業者もたくさん巻き込んだ、この島だからこそできる、時代に合ったイベントだと、自分も関わりながら思いました。

また、今年のゴールデンウィークは3年ぶりにまん延防止措置などの規制がなく、本町へも多くの観光客の方々や帰省の方々にお越しいただきました。道の駅は、オープン以来、過去2番目に来客の多い日があったと聞いています。

この数年は、事業者の方々も、ただただ自粛していたわけではなく、コロナ禍を経た先の社会を見据えて、耐え、考え、企画を練って、今まさに動き出しているという状況かと思えます。

町長はじめ執行部の皆様も、きっとそうだと思っています。

話は少し変わりますが、本町の観光施策についての指針、これは、現在、2021年3月に策定された第2次周防大島町総合計画の中で示されているものが、大枠だと思います。

まず、第2次周防大島町総合計画は、今後の本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通指針であると計画の冒頭に示されています。これは、つまり町としてこういう方向で進めていったら、10年後にはよりよい町になっていると思うので、住民の皆さんにもこの考え方を理解してもらって積極的に関わってほしい、とそういうことだと理解しております。

この第2次周防大島町総合計画の中では、まちづくりの主要課題として観光については、たくさんある魅力的な地域資源を活用して観光客を増やす必要がある、とある意味ざっくり触れられております。

目標としては、交流人口を令和12年、今から8年後ですけれども、このときには110万人を目指すとあります。そして、観光産業の振興に関わる施策の骨組みとしましては、まず本町の観光資源を、温暖な気候で美しい景観に恵まれている、ハワイ移民の歴史や文化がある、温泉、海水浴場、キャンプ場、スポーツ施設、釣り、山登りなど自然を生かした観光交流施設がたくさんあるとし、1つには住民や団体と連携した体験型、滞在型の観光に取り組む、エコツーリズムを実施する、ほかの地域との広域連携による観光ルートの開発に取り組むとあります。

もう1つには、アウトドア需要への対応を図る、地域の素材を活用した食と観光の連携や特産品の開発に積極的に取り組むことにより、鉄道や航空機を活用し首都圏や関西エリアからの誘客を推進する、というようにあります。

何度も何度も読み返したんですけれども、これでは、なぜ町として観光振興をするのか、観光振興をしたその先に町や町民にとってどんな効果があるかと見込んでいるのか、それが私にはなか

なか読み取れませんでした。

第2次周防大島町総合計画をつくる際の審議会がございしますが、その答申の中で次のように述べられています。計画の推進にあたっては、人口減少社会や住民ニーズの多様化等を見据え、事業の評価・検証を行い、時代に即した柔軟な事業展開に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを図られたい。社会全体の大きな変化の中で、これまでのやり方にとらわれない新しい発想と柔軟な対応でまちの魅力向上に努め、町民との協働により、町民が望む真の地域発展を目指し、総合計画の達成に力を注いでもらいたい。

コロナ禍を経た今、観光交流が動き始めた今、改めてお伺いしておきたいことがございます。

1つは、町にとっての観光産業の意義・位置付け、2つは、本町の人口・産業動向や地域特性を踏まえ、今後の周防大島が目指すべき観光の方向性について、3つは、それに対して行政という立場がどのように関わり推進していくのか、4つは、民間事業者や住民に町として求めること、現時点での町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の、周防大島町が目指すべき観光の方向はの御質問についてお答えをいたします。

本町では、農業、漁業等の第一次産業、観光業を含む第三次産業も町の基幹産業と考え、これまで様々な施策を実施してきたところであります。

特に、観光産業は本町にとって、町外から収入を得る有効な手段の1つであり、今後も、町の発展・活性化を図る上でも重要な産業であると認識をしております。

これまでの取組といたしまして、交流人口100万人を目標に、様々な観光キャンペーンや情報発信、イベントを実施し、周防大島の名を広める・知っていただく努力をしてまいりましたが、令和2年度、令和3年度と、新型コロナウイルス感染症の影響により、この目標値を大きく下回ることとなりました。

こういった状況も踏まえ、今後は、自然との共生、周防大島の豊かな自然・地域資源を生かした取組に、これまで以上にシフトしていけたらと考えております。

町の総合計画、観光振興の目標にも掲げておりますように、自然と共生した快適で活力あるまちづくりのために、周防大島を体験していただき、周防大島の価値を見だし、新たな観光として活性化する仕組みをつくってまいりたいと考えております。

また、新たな対応として、with コロナを前提とした観光振興のための取組や対策も進めていかなければなりません。

本町を訪れてくださる観光客の皆様の御意見やニーズの把握・分析も行き、町の観光施策・方

向性を定めていければと思っております。

そのためにも、まずは観光協会や商工会議所といった観光業に携わる団体との意見交換会のような場を定期的に設け、皆さんに一堂に会していただきながら、実施してきた施策に対する問題点や改良点の洗い出し、施策に対しての評価や検証を行い、それを次の施策に生かしていく形をつくってまいりたいと考えております。

また民間事業者の方々へは、周防大島の特性を生かした商品づくり、サービスの提供、集客の方法を今後も考えていただきながら、町がこれから目指す方向と足並みをそろえて、引き続き観光振興に御尽力をいただければと思っております。

こういった取組にあわせて、住民の皆様にもぜひ、本町を訪れてくださるの方々に対する歓迎の空気・雰囲気を持って、温かく迎えていただけたらと願うところであります。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。

町のほうでも、やはり新型コロナウイルス感染症を踏まえると、今までどおりとは違う方向性を探っていかなければならないと認識されているというふうに私のほうは受け止めさせていただきましたので、ぜひまた考えていっていただけたらと思っております。

また、まずは、訪れるの方々への意見聴取、ニーズ把握などによって、それを地域の新たな観光の施策にも生かしていきたいということだったかと思いますが、周防大島を訪れてくださる方っていうのは、もう既に周防大島を訪れてくださっているわけでありまして、さらに、来られてない方にどういうふうに訴えていくかということや、本当に周防大島の観光資源というものを我々がしっかり見詰めることができているかということも、改めて考えていく必要があるのではないかと思っております。

観光のそういった調査、分析ということでございましたが、総合計画以外にも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で観光について、少し詳しく位置づけられていたのを拝見しました。

こちらのまち・ひと・しごと創生総合戦略は、戦略的に施策を立てて具体的な取組を推進するための計画というふうに位置づけられております。

令和2年3月に改定されたときのものには、本町の観光に関する調査、分析、戦略策定を行い、課題と対策を明らかにしますと、そういったことがその観光のページに書かれておりますが、それは実施されないままに、令和3年3月に策定されました新しいまち・ひと・しごと創生総合戦略には、この項目は引き継がれず記載されていません。

これでは調査、分析も、戦略策定もないままに新しい計画が立てられ、現在の観光施策が進められているのではないかと、そういうふうに受け取ってしまいます。

なぜ引き継がれなかったのか、理由を伺います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 改定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中から、調査等が抜けているという御指摘でございます。

実は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて令和元年度、令和2年度は、その調査にかかる費用を予算計上しておりました。しかし、まさにコロナ禍という状況で、平常時の調査にはそぐわないのではないかということで、未執行で終わっております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、1項目加えるべきであったとは思っておりますけれども、その調査については、ぜひとも実施していきたいというふうに考えております。

それと、付け加えますと、既に山口県が毎年、満足度調査というのを県下全域で行っております。山口県内で10か所ほど地点が選別されて、その地点での様々なアンケートによる調査を行っております。

その山口県内10点の中に、周防大島町の道の駅が入っております。そこに訪れてきた人に対していろいろな調査を行っております。非常に細かい分析で面白いところがありまして、またそういうものも御披露していきたいなと思うんですけれども、例えば、他の地点と比較して特徴的なのが、何を使って来られたかというものもあるんですけれども、圧倒的、断トツでバイクという、道の駅はですね、数が多い。交通状況からいえば、電車やバスというのは少ないというのは想定されましたけれども、車よりもはるかにバイクで訪れる人が多いとか、そういう特徴的なことが出ている調査ですので、そういうものも精査しながら、今後の方針に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 山口県の調査を御紹介いただき、ありがとうございます。

今、出ましたような、バイクで来る方が、よその地点よりも大変特徴的に多いということは、実際住んでいても多いなとは感じていても、それが周防大島の特徴的なことだというのは、そういった全県の調査があったからこそ分かることなのかなというふうに感じました。

観光産業は、結局は、商工業者であるとか、アクティビティのサービスを行われる方など、盛り上げる、実際にやるというのは民間の役割だというふうに思います。しかし、エリア戦略でありますとか、イメージ戦略というものを民間事業者と一緒に話し合っ方向を考えるという役割は、行政にも大いにあると思います。

観光に関する計画を立てられるとしましても、また、先ほどのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で触れられても、どちらでも特に形はこだわらず結構かと思うんですけれども、ぜひ、部署にかかわらず、そういったものに策定であるとか、そういったのに関わる職員の方々には、町が観光資源としてピックアップしているところの現状を、実際に日頃から体験して、民間のイ



ベントに顔を出し、ちまたで人気になっているスポットを訪れて、実際のコンテンツを体験して、アンケート調査だけではなくて、そういった自らが体験してみて、一旦、既存の施設や町が行っていた施策にとらわれず先入観を捨てて、周防大島のことを中から知っていただきたいと思っております。

コロナ禍のおかげと言ってはおかしいですけども、多くの若い世代は周防大島の中でいかに遊ぶかということを考え、楽しんでおられました。これを機に周防大島の魅力を改めて体験されていたかと拝見しております。

どう観光を活用すれば、住民や町にメリットが増えるか、そういった仕組みを、人数だけを目標にするのではなくて、実際に産業が活性化する仕組みづくりなどを、町のほうでも民間のそういった観光協会とか商工会議所と会合を定期的に持ちたいということをおっしゃってくださいましたので、そういったところでともに仕組みづくりというのを考えていただきたいというのが、要望というか提案になります。

また、次の再質問に移ります。

やはり、先ほど町長も、周防大島の自然を生かしたような形での観光資源を活用していくのいいのではないかというふうにおっしゃっておられました。

エコツアーを推進する拠点となる整備の一環として、沖家室にアウトドアフィールド、具体的には5サイトぐらいのオートキャンプ場が、今年整備されております。

今年度の予算で、6,700万円の事業費で、昨年度は実施設計業務ということで、2,500万円が計上されておりました。合計9,200万円の初期投資をすることになります。こちらのうち半分は、県を通じた国からの補助金ということですが、半分の4,600万円は町のお金ということになります。

令和4年3月の建設環境常任委員会で、こちらの施設の運営について質問をしたところ、この施設は町直営での運営を考えておられ、この10月からは地域おこし協力隊の方を1名募集して準備をし、来年度のオープンを予定していると、そういったお話だったかと思えます。

施設整備のための初期投資には補助も多かったですでしたが、これから完成した後、運営経費については、町が全て負担するようになると思うのですが、年間どのぐらいの維持管理費が必要で、どのぐらいの利用料の収入を見込んでおられるのか、現時点で——まだ始まっていない施設ですので——現時点で考えておられる値がありましたら、教えていただけたらと思えます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 当初の試算においては、使用料収入が合計金額で年89万4,000円ぐらいになるのではないかと試算しております。支出については、その会計年度任用職員といいますか地域おこし協力隊人件費、それから消耗品、光熱水費等含めると、

312万9,000円ぐらいかかるのではないかと試算しております。

利用促進を図り、使用料収入を図っていかなければ、収支は赤字というのが最初の試算でありますので、ちょっと厳しめの試算だとは思っておりますけれども、これが黒字になっていくような経営努力はしていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

やはりサイト数が5というふうに限られていることから、使用料収入だけで収益を上げるというのは、大変限界があるんだろうと想像はしておりましたが、試算の数字を教えていただき、ますます確信してしまったところでございます。

使用料収入と経費だけで言えば、200万円の赤字になってしまうというところで、今もうある施設をいかに運用していくかということであれば、またちょっと違うんでしょうけれども、令和の今からできる施設において、公共施設といえども年200万円の赤字が既に見込まれている施設をスタートさせるというのは、大変な覚悟が町民としても要るなというふうに聞いていて思ったところです。

こちらは、民間のキャンプ場ではないので、ここだけ単独で見るとというのは厳しいことなのかもしれませんが、例えばこのキャンプ場ができることで、ここで何か販売するであるとか、有料の体験コンテンツを、ここでしか体験できないようなものを用意するとか、これは私が勝手に思ったところですが、何か今のところで、このキャンプ場を中心にして、そういった収益が上がるような工夫があれば、教えていただきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） アウトドアフィールドの真ん中にフリーサイトというのがありまして、もう既に町のほうでは、そこでの物品の直販であるとか、イベントができたというふうに思っております。

イベント等で使用する際にも、使用料というのは限られてくるわけですが、その直販をするということによって、地元の方に経済効果はあるのではないかとというふうに思っております。

それ以外にも、町としても黒字経営となるような努力はしていきたいと思えますが、現在考えているのはフリーサイトを利用したイベントの実施であるとか、直販の施設、機会を取るということを考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

やはり今からできる施設ということで、様々な工夫を巡らせていかなければならないのではないかと思いますので、そういったとき、企画する際にもぜひ、先ほどの関係団体でありますとか、

地元、また、個人事業者などの意見も取り入れながら、今までではできなかったようなことができる施設として、評価ももらえるような施設運営を考えていただけたらなというふうに思いますし、そういった波及効果も含めた数字といたしますか、そういったものも把握できるような仕組みにして、これができたことでこのぐらい——経費はかかったけれども——このぐらいのメリットがあるよということを、胸を張って言えるようにデータ分析なども積み上げていただけたらなというふうに期待しております。

また、町長が先ほど、町の基幹産業の1つに観光産業を含む第三次産業も入るというふうにおっしゃってくださいました。これまでの総合計画などの中には、そこまで、第三次産業について踏み込んで表現されていたことは、なかったのではないかなというふうに思っております。

やはり、2030年の第三次産業の就業人口、町のほうでも2,735人というふうに設定されています。その雇用といたしますか、仕事をどうやって確保していくかということも課題となってくるかと思えます。

経済センサスを2012年と2016年を比べて、本町の産業構成を考えてみますと、従業員数や事業所数で見ると、この5年間で増加している分野は、医療、介護のみです。本町で就労人口のほかの分野で多いのは、建設業、卸・小売業、製造業、宿泊・飲食業などですが、こういったところはこの5年で全て減少しています。

町の人口目標によると、2015年から2030年の間に、高齢者が2,500人減少するという見込みなので、医療、介護の分野で働く人数も、今後は減少していくということが見込まれます。

一方、売上金額の面では、卸・小売業、医療、介護、製造業、宿泊・飲食業が増加しており、付加価値額を見てみますとこの5年間で、卸・小売業、製造業、宿泊・飲食業が目立った伸びを見せております。

そういったことから、第三次産業、いろいろな分野の第三次産業を伸ばすということが、今後の周防大島の雇用にもつながっていくのではないかと思います。

就労人口をできるだけ保つというためには、今ある民間事業者に規模を拡大していただくか、地域で新たな仕事を生み出すか、仕事を持って周防大島に移住してもらうか、企業誘致をするか、また、周防大島に住みながら周辺市町に通勤していただくのか、そういったことが考えられるかと思いますが、現在働く人の産業分野で第三次産業は6割を占めておりますが、8年後の2030年には7割を超えるというふうに町のほうも試算をされております。

観光に直接かかわる事業者は、飲食、宿泊、体験、サービス、お土産などの小売店などだと思いますが、それを支えるのは、先ほど同僚議員も言いましたが、農業や水産業、製造業などの第一次・第二次産業でありますとか、ほかのサービス業です。

そういった、地域で仕事を増やしようけるためにも観光を推進していく意義は大きいという、そういった視点でも、町のほうから我々に対してというか、住民に対して、そういった視点からも、こういった観光に力を入れるんだということを、外向けには観光資源のアピールでいいかと思うんですが、中向けには、そういったこともあるから応援しているんだよということを、観光産業ばかり支援してどうするんだというようなお声も聞いたりしますが、それというのは、その先には地域全体の活性化を見込んでいる、その計画をこういうふうに考えているんだというようなメッセージを、町のほうから、住民のほうにも分かるように、事あるごとに出していただけたらなというふうにとちょっと期待しております。

また、最後になりますけれども、先ほど、観光協会であるとか、商工会議所などと定期的に会合を持ってみたいということでしたけれども、そういった取組というのは、およそいつぐらいから始めてみようかなという、時期的なめどがありましたら、最後に教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 観光協会、それから商工会議所との協議は一刻も早くという言い方をさせていただきます。

といいますのが、コロナ禍においてもこれだけ需要といいますか、観光客数が増えてきているこのタイミングを逃してはならないというふうに思っていますので、至急に、今、話合いの場をまずは持てたらというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

緊急性が共有できて、私もありがたいなというふうに思いました。

ぜひ、そういった、事業者を取りまとめられる団体の方々との意見交換に加えて、先ほども申しましたけれども、職員の方々がより積極的に町の資源であるとか、お店であるとか、そういったところの実態というのを、歩いて体験して実感を持って提案できるようになっていただけたらなど、こちらは要望というか希望でございますので申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時、休憩します。

午後2時48分休憩

.....

午後2時58分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議席番号10番、吉村忍でございます。

今回も発言の機会を与えていただきましたこと、まずもってお礼申し上げます。

質問に先立ちまして、町の情報発信に関わる小ばなしを1つ申し上げます。

これまで、情報の周知の方法について、幾つかの議案や一般質問において何度も議論がされてまいりました。私も、周知の方法については、町の広報だけでは不十分ではないかというふうな感じ、思いを持っておりました。しかし、今回、その考えを改める出来事がありました。このたび、町の広報6月号に——私事で誠に恐縮ではございますが、私の戸籍に関わることで掲載をしていただきました。この町の広報6月号の発行の翌日は、数多くの電話やメール、またLINEなどいただきまして、日常生活に支障を来すほどでございました。（笑声）

また、先週末から今週前半にかけて、配付物の関係で地元周辺を400軒ほど回ったんですけれども、行く先々でおめでとうございませんと祝福の言葉をいただきました。予定の時間を大幅にオーバーしてしまったんですけれども、それ以外にも、15日以降にですね、この発行以来、お会いしてお話をした、ほぼ全員の方がこの町の広報を見られているということに本当に驚きました。これ、この広報の周知の効果、恐るべしでございます。全戸配付でしかも無料、本町最強の情報発信ツールがこの広報周防大島でございます。名前の前にたった7文字のフレーズがあるんですけれども、それで多くの方に目に留まるんですけれども、その魔法のようなフレーズが、今月の町の広報6月号の23ページを御覧ください。そしてですね我々議会広報編集特別委員会も、町の広報に負けないよう精進してまいりますので、皆様御愛顧のほどよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、定住対策についてと、安心して出産ができる環境づくりについての2項目を質問させていただきます。

今回は提案型でございますので、次年度の当初予算編成時までには、財源を含めじっくりと御検討いただければ結構でございますので、再質問の予定はございません。関係参与の皆さんはのんびりとお過ごしいただくか、通常業務に戻られても結構でございます。（笑声）御答弁の後は、いつものように弁論大会を行いまして、最後に町長に御助言をいただきまして終わりたいと思っております。

1項目めの定住対策について、2点提案をいたします。

町外から移住者を呼び込む施策も大切であると考えますが、現在、町内に定住している町民の方に、今後も住み続けていただくための施策を講じることのほうが、より大切であると私は考え

ています。

そこで1点目は、結婚新生活支援の提案であります。町内の方同士が結婚、または町内の方が町外の方と結婚し、町内に定住する場合の新生活を支援するための事業を実施することを提案いたします。2点目は、子育て世代の住宅取得支援の提案であります。町内の子育て世代の方が町内に定住することを目的として、新築住宅、または中古住宅を取得する場合に助成金を交付する事業を提案いたします。

続きまして、2項目めの安心して出産ができる環境づくりについてであります。

通告時の情報ではありますが、お隣の柳井市にある唯一出産ができる病院が、本年8月末をもって産婦人科を休止する予定とのことでございます。このことによりまして、町民の方が出産をするためには、東は岩国市、西は光市の病院を利用することとなり、いずれも妊娠中の方には負担の大きい遠い場所にあります。町民の方が安心して出産ができる環境づくりのため、現在の施策に加え新たな施策を講じる必要があると考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。

以上2項目について、御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より、大きく分けて2点御質問をいただいておりますので、はじめに定住対策についてお答えをいたします。

日本の多くの市町村では、少子高齢化、東京一極集中により人口減少社会に直面をしております。

本町におきましては、少子高齢化が急速に進行していることに加え、人口流出が深刻な問題となっており、経済活動の縮小や、需要と生産両面での悪影響、まちの活力やコミュニティーの維持において厳しい局面を迎えております。

令和2年に実施をいたしました、総合計画策定のアンケート調査結果から、本町での居住意向を見ますと住み続けたいと思う、どちらかといえば住み続けたいという回答は、全体で69.1%であります。30代では55.8%、20代ではさらに低下し43.7%と、若年層になるにつれ、居住意向が低くなっていることが伺えます。

また、働く場や雇用機会が少ない、子育てや教育環境等の理由により、20代の転出超過は非常に大きくなっていることも事実であります。

吉村議員から、町外移住者を呼び込むことも大切ではあるが、町民が町内に住み続ける施策にも力を入れるべきではないかという趣旨の御質問について、私どもも同様に考えております。

まず、1点目の結婚新生活支援につきまして、国は令和3年度から地域少子化対策重点推進事業を拡充させ、若年層の低所得者の婚姻に伴う新生活を支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的とし、新婚世帯に対して住居費や引っ越し費用等の一部を補助

する事業を行っております。

本町におきましても、令和3年度の予算編成にあたり、事業実施に向けての検討を行いました。

しかしながら、一時的な経済支援を行うこと、また、補助対象者が限定されることや、3年以上の居住が約束されていないことなどにより、転出抑制、少子化対策の効果が少ないのではないかとことから採択をしなかった経緯がございます。

人口減少対策及び少子化対策は、本町における重要な施策の1つだと認識をしております。

若年層に対する支援については、結婚に始まり子育てまでの一連の流れの中で、総合的に支援を行うことが重要だと考えております。

このようなことから、一連の流れに沿った支援を考える中で、新婚世帯に対する支援の効果について、現在既に実施をしている自治体の実態・実績などを参考にしながら再度、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の、子育て世代の住宅取得支援につきまして、現在、本町におきましては、若者の定住促進事業といたしまして、若者定住促進住宅用地の貸付け及び譲渡や、若者定住促進住宅の整備を行っておりますが、住宅の取得に対する支援は行われていません。

しかしながら、県内の複数の市町では、若者や移住者に対し住宅の取得に対する支援を行っております。

住宅を取得することは、長期にわたり居住することにつながり、人口の減少を食い止め、地域の活性化に資することから、支援を行っているものと考えられます。

本町におきましても、さらなる定住を促進し、地域の活性化のためにも検討を要するものの1つだと考えられることから、前向きに検討していきたいと考えております。

なお、住宅の取得に対する支援を行う場合には、子育て世帯に対するもののほかに、空家の利活用や地域経済の活性化などをあわせた複合的な施策となるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、安心して出産ができる環境づくりについての御質問にお答えをいたします。

安心して出産できる環境づくりといたしましては、現在、柳井医療圏内で分娩を取り扱う総合病院に対し、診療所の産婦人科医師による補助事業者への人的支援にかかる経費の一部を、周産期医療支援事業補助金として交付をしているところでございます。

御質問のありました本年8月末での産婦人科の休止につきましては、本町としては詳細をまだ確認できておりません。

また、産婦人科医を含む今後の地域医療体制については、病院をはじめとして山口県及び柳井医療圏にて検討をしているところでございます。

なお、町民の方が安心して出産できる環境づくりのための新たな施策につきましては、今後検

討する必要があると考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。

まず定住対策についてでございます。

私の大好きな検討するという言葉を2回いただきました。議会において、執行部の検討するという言葉は二通りの使い方があるというふうに私は認識をしています。1つ目は、やんわりと否定をする、検討はする。もう1つは、本当に検討する、検討をするでございます。今回は前向きという言葉と再度という言葉の前につけていただきまして、最上級の検討をいただきました。ありがとうございます。本当に検討をしていただけるというか、多分実行のほうに向けて協議がなされるんだというふうに期待をしております。

この島で生まれ育ち働いている方々は、何一つ文句を言わないため、これからも当然住み続けるんであろうというふうに思われるんですね。これまでは特に目を向けられることもなく、町外からの移住のほうを重視しているかのような施策が目立って——印象ですね、目立っていました。

今年度の新規事業におきまして、事業承継者支援事業というものが実施されまして、ようやく町内の定住している方へ目を向けた施策が講じられ始めました。

以前、定住促進協議会というものがございましたけれども、今もあるかどうか分かりませんが、その移住相談を経て移住した人数が毎年成果報告書で示されておりました。事業費が約2,000万円くらいで、年間20名前後の移住者、この計算がいいのかどうか分かりませんが、1人来ていただくために100万円ほど町から支出をしているというふうな格好にも取れないことはないというふうに思います。

一方、町内の方が町外の方と結婚して町内に居住した場合、私の例じゃないですよ、町の歳出は0円、だけど1人人口が増える。正確に言えば婚姻用紙の紙代と窓口で対応した人の時給がかかると思うんですけども、こうやって人口を1人増やすことに貢献いたしましても特に町から何もない。ありがたい言葉もなければおめでとうという言葉もいただけません。（笑声）

私の場合は、町長に実際に窓口に立っていただいて、窓口で提出をさせて——町長に提出をさせていただきます。

通常、こうやってそう2人揃って婚姻届を出したということがあっても、特に歓迎されるようなことはないんじゃないかなというふうな——多分町長も以前、結婚されたときにそういうふうなお話をされていたというふうに記憶しています。

参考までに、令和3年度は婚姻届の提出が352件あったようでございます。こういったところに、何かしらの手当や支援策という、そういうものがあるべきだと思って、今回こういうふうな提案をさせていただきました。本当に誤解がないように申し上げますけれども、私のことを



言っているわけじゃないんですよ。

例えば、実現したとしても、地域振興クーポン券と同様、さかのぼってくれというふうなことはできませんので、それは置いておいてですね。

住宅の取得支援のほうでございますけれども、本町には明新地区の若者定住促進住宅や、森地区の若者定住用地などのすばらしい施策がございます。それ以外の地域に定住する場合は、これといって施策がないのが今現状でございます。子育て世代の方が町内に定住することが目的に住宅を取得することに対し、何かしらの支援策が絶対にあるべきじゃないかというふうに思っています。先ほど、前向きに検討ということで大いに期待をしております。

そして、次の、安心して出産ができる環境づくりについてのほうでございますけれども、諸事情あって、ああいった御答弁になったんだらうと思いますので、発言は控え目にさせていただきます。

周産期医療支援事業補助金、そして産科医確保支援事業補助金、周産期医師確保支援事業補助金と、1分娩あたり1万円の支出とか、そういったふうな施策があると思うんですけれども、こういった周産期医療支援を拡充していくのか、それとも、遠くの病院へ行くための支援策を考えていくのか、いずれにしても、現在ある施策に加えて新たな施策を講じる必要がある段階に入ってきているんだらうと思います。

山口県一子育てをしやすい制度と環境整備のため、執行部、また町民の皆さんとともに考えていきたいと思っております。

以上、今回は短めでございます。私の弁論大会でございました。最後に、町長に御助言、本日の総括をいただきまして終わりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 吉村議員より質問、そして御提言をいただいたところでございます。

まず、結婚、婚姻に対する支援、これはやはり議員御指摘のとおり、人口が増えるという、大変おめでたく、うれしいことでもあります。他の自治体ではそういった取組をされているところも多くありますので、しっかりとまた協議を重ねていきたいと思っております。

そして、やはり今年度から事業承継もしっかりと行っており、大変評判よく御意見をいただいております。こちらもしっかりと続けてまいりたい。

そして、これが、吉村議員御指摘のとおり、今まで移住定住の方に支援を多くしていただけてはなくて、やはり地元で育ち、そして頑張っておられる方、そしてまた後を継ごうという、頑張っておられる方に、やはり町のほうから少しずつでも支援をしていけるようにというふうに思っております。

そして、また加えて、外からこの周防大島で頑張りたいという方に、しっかりと後押し、

応援をしていくということも大切だと思いますので、並行してやっていきたいと思います。

これが将来の、やはり今、少子高齢化で人口が減っていく中で、やはり将来への投資という、先を見据えてのことであると、先ほど白鳥議員の質問のときにもありましたけれども、やはり先を見据えてこれは取り組んでいるんですよということを、町民の皆様にも御理解をいただくことが大前提であり大事だと思っております。

そして、子育て、出産のことについてでありますけれども、こちら今、柳井市にあります出産ができる総合病院、こちらが非常に大切であり、そこから遠いところに行くということになると、やはり移動を伴うわけでございまして、そういったことも、町としても、この柳井医療圏の計画、こちらをしっかりと守るということをまず大前提に考えてまいりたいと思います。この周防大島に住んでいて、この地で出産をしっかりと行える体制をまず目指す、しっかりと守ることが大切だと思っておりますので、いろんな、今、状況がこれからあるかと思っておりますけれども、まず今までの現状をしっかりと守っていくということを努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御理解をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で吉村忍議員の質問を終わります。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は6月24日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時19分散会

---